

令和7年度第2回
一関市都市計画マスタープラン等策定懇話会
次 第

日時：令和8年2月3日（火）
午前10時00分～正午
場所：一関市役所本庁2階
全員協議会室

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 事
一関市都市計画マスタープランの改訂及び一関市立地適正化
計画の策定について
- 4 その他
- 5 閉 会

一関市都市計画マスタープラン等策定懇話会名簿

(五十音順 敬称略)

【委員】

◎：会長 ○：副会長	氏 名	団 体 名(役 職)
	阿部 徹	
	伊藤 利幸	
	嘉藤 久美子	
◎	北原 啓司	
○	佐々木 裕子	
	佐藤 柗平	
	佐藤 充弘	岩手県県土整備部都市計画課 計画整備担当課長
	高橋 誠	岩手河川国道事務所一関出張所 所長
	千葉 博	
	富川 恵	
	蜂谷 幸夫	
	平野 和彦	
	水谷 みさえ	
	村上 恵志	
	石川 隆明	一関市 副市長

【オブザーバー】

清水 明彦	国土交通省東北地方整備局建設部都市・住宅整備課長
-------	--------------------------

【事務局】

氏 名	所 属
熊谷 優	ILC推進課長兼プロジェクト推進室長兼女性活躍推進室長兼若者活躍推進室長
阿部 健一	建設部長
千葉 義昭	建設部次長兼都市整備課長
岩渕 真樹	都市整備課課長補佐兼住まい環境係長
鈴木 善幸	都市整備課住まい環境係主査
鈴木 勇太	都市整備課住まい環境係主任主事

○計画策定業務委託業者

氏 名	所 属
山本 崇裕	パシフィックコンサルタンツ株式会社 東北支社 社会イノベーション事業部 プロジェクト推進室 室長
吉田 洋子	パシフィックコンサルタンツ株式会社 東北支社 社会イノベーション事業部 プロジェクト推進室 主任

○一関市都市計画マスタープラン等策定懇話会設置要綱

平成19年9月10日告示第214号

最終改正 令和7年4月1日告示第139号

(設置)

第1 一関市都市計画マスタープラン及び一関市立地適正化計画（以下「マスタープラン等」という。）の策定に関して、広く審議を行うため、一関市都市計画マスタープラン等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 懇話会は、次に掲げる事項について、調査検討する。

- (1) マスタープラン等の策定に関すること。
- (2) その他マスタープラン等に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3 懇話会の委員は、15人以内とし、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4 委員の任期は、マスタープラン等の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 懇話会は、必要に応じ市長が招集する。

(庶務)

第7 懇話会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第8 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

第2回

一関市都市計画マスタープラン等策定懇話会

令和8年 2月 3日

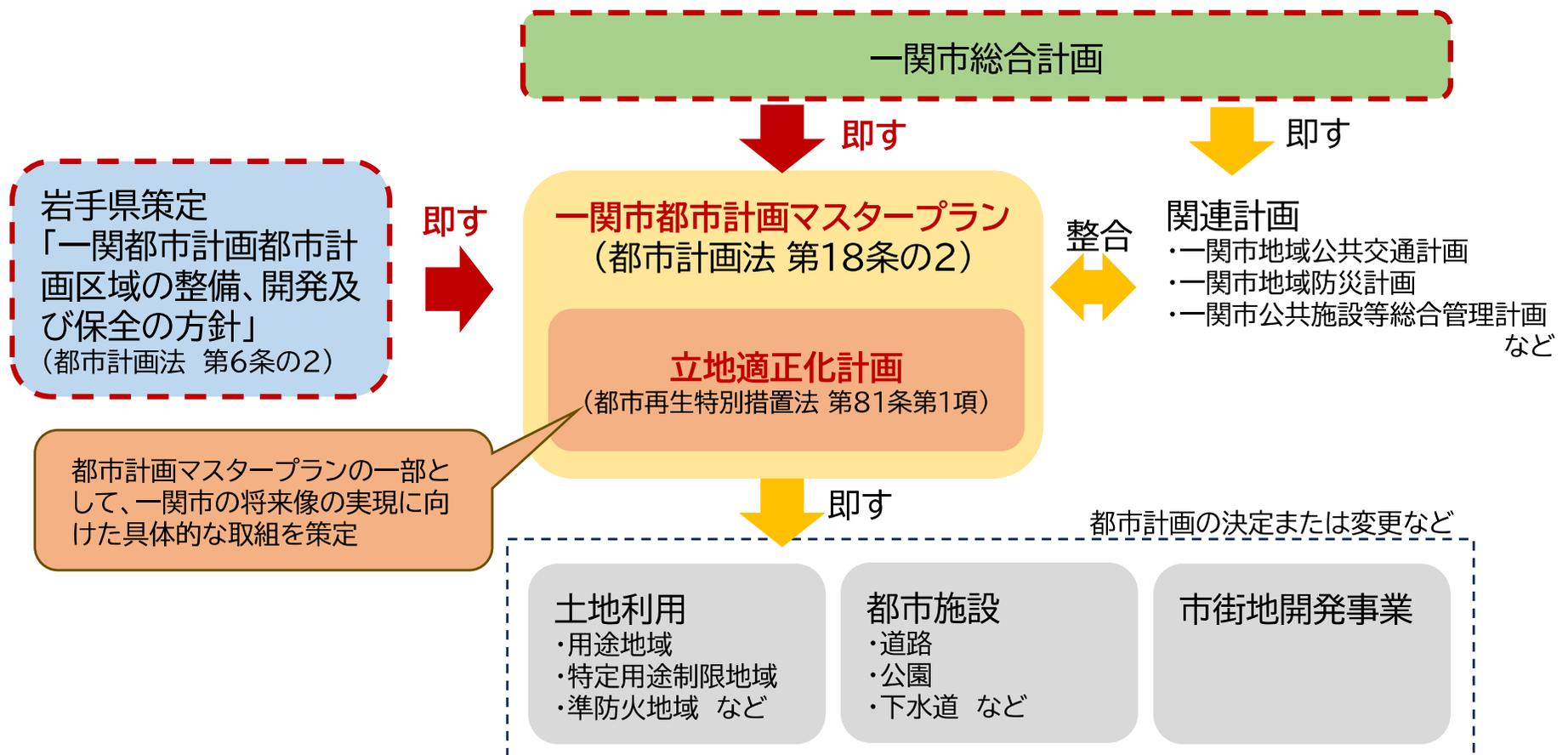
目次

1. 一関市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の位置付け.....	3
2. 社会潮流.....	6
3. 一関市の現状.....	7
4. 市民意向.....	9
5. 現行都市計画マスタープランの総括.....	10
6. まちづくりの主要課題.....	15
7. 都市計画マスタープランの改訂方針.....	16
8. 都市計画マスタープラン 全体構想改訂案	17
9. 立地適正化計画 まちづくりの方針.....	28
10. 立地適正化計画の策定により活用可能となる事業メニュー.....	30

1. 一関市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

・一関市都市計画マスタープラン・立地適正化計画は、一関市総合計画、岩手県が策定する「一関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、定めることされています。



1. 一関市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の位置付け

(2) 一関市総合計画

- ・総合計画は、長期的な視点からまちづくりの方向性を定める計画です。まちの将来像などを示す「基本構想」、基本構想に基づいた中長期的な施策を示す「基本計画」、具体的な事業計画を示す「実施計画」で構成されます。
- ・基本構想(令和8年度～17年度)が令和7年3月に、前期基本計画(令和8年度～12年度)が令和7年12月に決定しました。
- ・都市マス・立適においても、「将来像」の実現に向けて、総合計画に掲げる取組の方向性を踏まえ、見直し・策定を実施していきます。

一関市総合計画

将来像

ひとりひとりが輝く 挑戦しつづけるまち いちのせき

将来像を実現するための基本目標

- ① いちのせきで「いきる」 ひかり輝く「ひとづくり」
- ② いちのせきで「くらす」・「つどう」 暮らしやすさを感じる「まちづくり」
- ③ いちのせきで「はたらく」 やりたいことが実現できる「しごとづくり」

1. 一関市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の位置付け

(3) 一関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- ・平成23年8月に策定されました。
- ・都市計画区域について、広域的な視点から約20年度の都市の将来像と実現するための基本的な方針を定めるものです。

【都市づくりの基本理念】 自然、歴史・文化を伝え、活力あふれる交流拠点都市

【都市計画の基本方針】

- 自然と調和し、歴史・文化の香りに満ちた個性と魅力あふれる都市づくり
- 安心・安全で快適な暮らしが広がる、地球環境に配慮した効率的で機能的な都市づくり
- 活力ある産業が展開する創造性に富んだ拠点の形成
- 広域的な連携と交流を支える交通・交流のネットワーク形成
- 拠点機能の充実と強化

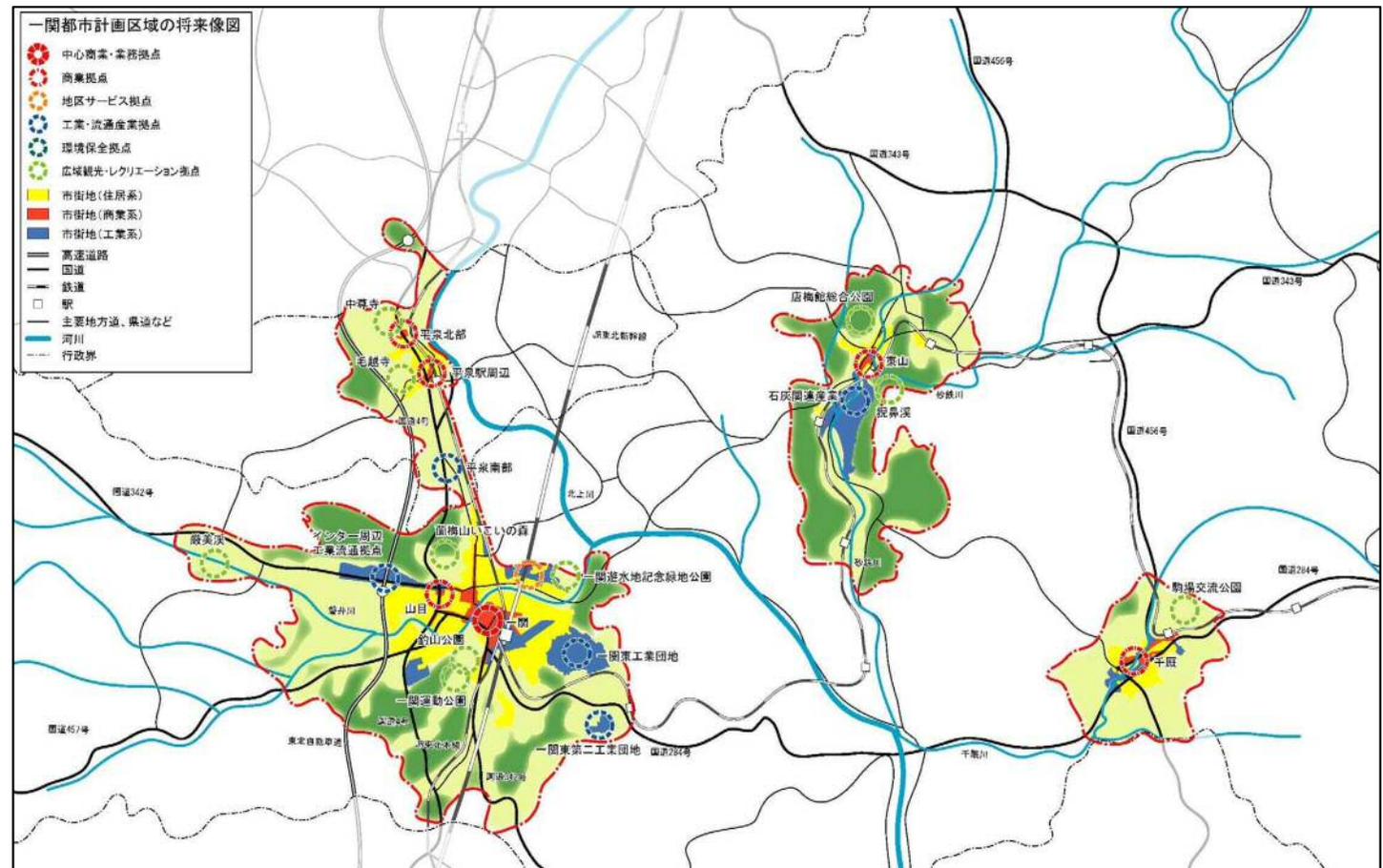


図 一関都市計画区域の将来像図

2. 社会潮流

・都市計画マスタープラン改訂・立地適正化計画の策定にあたり踏まえるべき社会潮流を以下のように整理しました。

(1) コンパクト・プラス・ネットワーク

- ・人口減少と高齢化が進行する中、都市機能の分散は維持管理コストを増大させ、財政のひっ迫や都市基盤の更新困難を招いています。
- ・今後は、生活サービスや公共交通を効率的に維持するため、都市機能を集約しつつ、地域間をネットワークで結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造」への転換が不可欠です。これにより、持続可能な都市運営と住民の生活利便性を両立させます。

(2) 災害の激甚化

- ・近年、気候変動の影響により豪雨、洪水、土砂災害などの自然災害が激甚化しています。
- ・都市計画においては、防災・減災の視点を強化し、ハザード情報を踏まえた土地利用の適正化、避難経路や防災拠点の整備、レジリエンス強化が求められます。

(3) 脱炭素・カーボンニュートラル

- ・国際的な潮流として、2050年カーボンニュートラルの達成が掲げられています。
- ・一関市においても、再生可能エネルギーの導入促進、公共交通の利用拡大、エネルギー効率の高い都市構造の形成など、都市計画の段階から脱炭素社会の実現に向けて取り組む必要があります。

(4) デジタル化・スマートシティ化

- ・ICT技術の進展により、都市のデジタル化が急速に進んでいます。行政サービスのオンライン化、交通・防災・エネルギー管理のスマート化、地域情報の共有など、デジタル基盤を活用したスマートシティの構築が重要です。これにより、効率的な都市運営と住民の利便性向上を図ります。

3. 一関市の現状

・第1回策定懇話会で整理した「一関市の現状」について、以下のようにまとめます。

(1)人口 若年層の流出、人口密度低下・高齢化の進行

- ・現行都市計画マスタープラン策定時の見通しを上回るペースで人口が減少しています。世帯数は、減少しているものの、策定当時の見込み通りに推移しています。
- ・若年層の流出が多く、Uターンが少ないため、人口減少が進行しています。若者のニーズに合った働く場所が不足していることが一因と考えられます。
- ・一関市は農地の占める割合が高く、農業も主要産業となっています。そのため、市街地周辺には田園集落が低密度で分布しています。今後、人口減少が進行する中で、これら田園集落においては、さらに人口密度が低下すると予想されます。

(2)土地利用 中心部の空洞化が進行 市街地の低密度なスプロール化

- ・用途地域には、空き地や平面駐車場等の低未利用土地が分布しています。
- ・用途地域外での新築がみられ、住宅用地等の都市的土地利用が用途地域外へ広がっています。
- ・一関地域の中心市街地では新築や開発行為が活発に実施されておらず、まちの新陳代謝が進んでいない状況がうかがわれ、このままではさらに空き地、空き家が増加する恐れがあります。

(3)都市機能施設の分布 一関地域への都市機能集積が強いが将来的な機能低下に懸念

- ・都市機能の分布状況を見ると、一関地域、千厩地域、花泉地域といった旧市町村中心部への集積がありますが、特に一関地域における集積が顕著です。ただし、一関地域においても、人口減少、人口密度の低下に伴い、都市機能が減少する可能性があります。特に、田園集落においては、都市機能のサービスの維持が困難となる可能性があります。

3. 一関市の現状

・第1回策定懇話会で整理した「一関市の現状」について、以下のようにまとめます。

(4) 公共交通 **公共交通の利便性低下、利用者減少**

- ・一ノ関駅の1日平均の乗車人数は、コロナ禍で減少したものの復調傾向にありますが、花泉駅、摺沢駅、千厩駅は、減少傾向となっています。バスの輸送人員は、減少傾向となっています。
- ・バス路線は減少傾向になっており、市営バス、廃止路線代替バス(東磐交通(株))を運行しています。バスが運行していないエリアに対してはデマンド型乗合タクシーを運行しています。

(5) 災害リスク **一関地域の中心市街地などの都市機能や人口が多い場所でのリスクが高い**

- ・一関市では、浸水リスク、土砂災害などのリスクが高い場所が多くなっています。特に、一関地域の中心市街地などの都市機能や人口が多い場所でのリスクが高くなっています。

4. 市民意向

・第1回策定懇話会で整理した「市民意向」について、以下のようにまとめます。

(1) 定住意向 **居住環境の満足度は高いが若い世代ほど住替え意向が高い**

- ・暮らしやすさに対する満足度は、概ね高い傾向にあります。
- ・ただし、若い世代ほど住替え意向が高くなっており、住替え時には公共交通や買い物の利便性を重視する傾向があります。

(2) 都市機能の利用実態 **子育て機能の満足度が高い、余暇・趣味の施設の利用が少ない**

- ・「日常的に利用する商業施設」の利用頻度が高くなっています。
- ・利用実態としてもすべての都市機能において一関地域が最も多く、次いで千厩地域、花泉地域の利用が多くなっています。
- ・「休日楽しい時間や癒しの時間を過ごす施設」や「文化・芸術・芸能等の鑑賞施設」の利用が少なく、これらの施設を利用する際には市外の施設を選択する市民も一定数存在しています。
- ・利用者は限定的であるものの、日常的に子どもを預ける施設の満足度・重要度が高くなっています。

(3) 景観 **田園景観の満足度高く、「身近な商店街や道路の景観」に対する満足度が低い**

- ・田園景観に対する満足度が高い。「身近な商店街や道路の景観」に対する満足度が低くなっています。

(4) 災害リスク **市民の防災意識が十分に高まっていない**

- ・市民意向調査では、若い世代ほど災害リスクを把握していない人が多く、自身での防災対策に対する意識が十分に高まっていないことがうかがわれます。

(5) 地域コミュニティへの参画 **若い世代の参加率が低い**

- ・市民意向調査によれば、地域活動への参加率は若い世代ほど低く、満足度も低い傾向が見られます。

5. 現行都市計画マスタープランの総括

- ・現行の都市計画マスタープランの進捗状況について検証し、課題に反映します。
- ・「将来都市像」の実現に向けて、まちづくりを進めて行く上での目標として定めた「まちづくりの目標」が、どの程度進捗したのか、総括します。
- ・総括は、分野別構想に定めた施策の実施状況(参考資料参照)、一関市の現状、意向調査結果等に基づきおこないます。

【将来都市像】

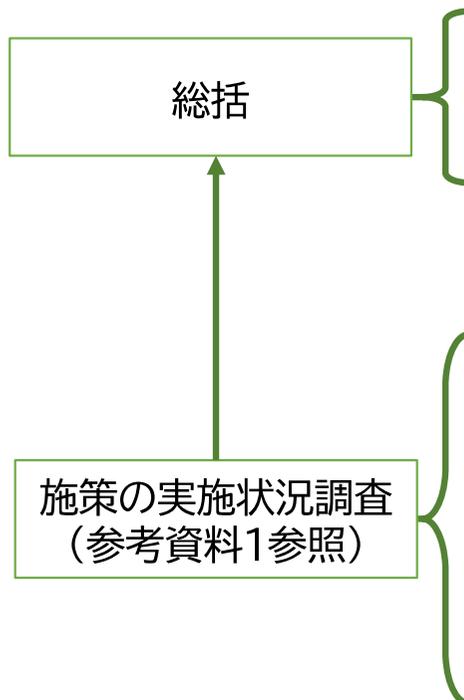
人と自然が織りなし 活力あふれる 交流拠点都市 いちのせき

【まちづくりの基本目標】

- ① 利便性・快適性・安全性に優れ、効率的で機能的なまちづくり
- ② 広域的な連携と交流が活発に行われるまちづくり
- ③ 産業が活性化し、賑わいと活力あふれるまちづくり
- ④ 自然と調和した個性と魅力があふれるまちづくり

【分野別構想】

1. 土地利用の方針
2. 都市施設の整備方針
 - 2-1. 交通体系の整備方針
 - 2-2. 公園・緑地の整備方針
 - 2-3. 上・下水道の整備方針
3. 都市環境・景観形成の方針
4. 都市防災の方針
5. ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針



5. 現行都市計画マスタープランの総括

基本目標 1 利便性・快適性・安全性に優れ、効率的で機能的なまちづくり 現行計画より抜粋

- 今後の人口の見通しやコスト面を考慮して、**低密度な市街地の拡大を抑制するとともに、既存の都市基盤を有効に活用しながら、商業・業務施設、住宅、公共施設等の中心的な市街地への誘導を図り、都市機能の拡散を抑えたコンパクトなまちづくりを推進し、社会的コストの低い効率的な都市の実現を目指します。**
- 各地域の**中心となる市街地の既存ストックを有効活用しながら、多様な都市機能が集積し、職住が近接する利便性の高い機能的な都市の実現**を目指していくとともに、**各地域の特性・地域資源を生かしながら、魅力や賑わいの向上**を図ります。特に、一関地域の中心市街地については、**一ノ関駅周辺地区の整備など、本市の中心市街地としての機能の充実**を図るとともに、本市だけでなく、**岩手県南・宮城県北の広域的な拠点としての魅力や賑わいの向上**を図ります。
- 誰もが快適に住み続けられるよう、上下水道や公園をはじめとする**都市基盤の整った良好な市街地環境の整備**を促進します。
- 地震や水害などの災害に対する防災対策をはじめとして、**災害に強い安全・安心な都市の実現**を目指します。

コンパクトシティ化の効果が限定的、災害リスクへの取組を継続

- 現行計画策定時の人口見通しよりも人口が減少しており、市街地は低密度に拡大傾向にあります。中心市街地への公共施設等の整備はほぼ計画通りに進んだものの、商業機能は幹線道路沿道への立地が進み、中心市街地の商業機能は相対的に低下していると捉えられます。
- 現行計画では想定していなかった一ノ関駅東口の大規模工場の撤退が起きました。上記とあいまって、中心拠点の機能低下がより一層懸念される状況です。
- 各地域の特性・地域資源を活用した施設整備が進められました。観光・交流はコロナ禍からの回復傾向にあります。その回復は十分とは言えません。
- 上下水道・公園等のインフラ整備、防災関連のハード整備やハザードマップの作成が進められました。しかし、インフラの老朽化への対応や激甚化・頻発化する災害に対して引き続き取組が必要です。

5. 現行都市計画マスタープランの総括

基本目標 2 広域的な連携と交流が活発に行われるまちづくり

現行計画より抜粋

- 周辺都市や地域間の連携・交流を支える幹線道路網の整備など、体系的な道路・交通網の整備の促進を図ります。
- 各地域拠点の拠点としての機能を強化していくとともに、役割を明確にし、広域的な交流・連携を促進することにより、それぞれの地域にない機能や魅力を補完しあうネットワーク型の地域構造を目指します。
- 岩手県南・宮城県北の広域生活圏における通勤、通学、買い物等の拠点として、また、観光客等の来訪者が最初に降り立つ一関の「顔」として、一ノ関駅の利便性の向上を促進するとともに、交流拠点としての機能や情報発信基地としての機能の充実・強化に努めます。また、一ノ関駅の交通結節機能の向上を図りながら、鉄道、バス等の利便性の向上による公共交通の充実に努めます。

自動車利用環境は向上したが、公共交通の利便性が低下

- 国道284号、国道342号、国道343号のバイパス整備等、連携・交流を支える幹線道路網の整備が進みました。通勤・通学流動をみると周辺市町村との連携は維持されています。
- 各地域拠点について、身近な行政機能、生涯学習、健康づくり等の機能の充実が進められました。一方、市民意向調査をみると一関地域の都市機能を利用する市民が多く、各地域と一関地域での補完しあう状況がみられます。
- 一ノ関駅の交通結節機能としては、駐車場の整備が進み、車でのアクセスの利便性が向上しました。バス等については、民間バスの路線の減少、利用者の減少が進み、市バスの運行やデマンド型乗合タクシー等による新たな交通手段の提供が行われています。

5. 現行都市計画マスタープランの総括

基本目標 3 産業が活性化し、賑わいと活力あふれるまちづくり

現行計画

- 地域特性を生かした農産物の生産振興によるブランド確立や担い手の育成など、農業の振興を図るとともに、農村地域が持つ環境保全機能や、伝統文化など多面的機能の保全、活用を図ります。
- 一ノ関駅や高速道路インターチェンジなどの高速交通の拠点へのアクセス性が高く、企業の立地環境に恵まれている特性を生かし、企業立地のための用地確保など、企業が立地しやすく活動しやすい環境の整備を促進することにより雇用の場を創出し、若者の地域定着を目指します。
- 岩手県南・宮城県北の中核都市として、都市活動を支える産業の拠点としての機能の強化を図ります。

工業系土地利用は堅調だが、一ノ関駅周辺では大規模工場が撤退

- 圃場整備等の基盤整備が進められたが、農地面積は自体は減少傾向となっています。人口減少(流出)や高齢化にともない農村地域の伝統文化等の担い手の問題は大きくなっています。
- 工業団地への工場立地が進み、一関東第二工業団地の拡張、真柴地区産業用地の整備を実施し、(仮称)一関インター西産業用地を整備中など、産業系土地利用は堅調とも言えます。また、一ノ関駅周辺では大規模工場の撤退に対応した土地利用転換に着手しています。

5. 現行都市計画マスタープランの総括

基本目標 4 自然と調和した個性と魅力があふれるまちづくり

現行計画

- **豊かな自然**は、水源、国土保全など、市民生活に欠かせない市民共有の財産であり、その財産を確かな状態で次世代へ引き継ぐことが責務であることから、**維持・保全**に努めます。
- 本市の恵まれた**自然と調和した、美しく魅力ある景観の保全**に努めます。
- 地域に伝わる伝統的、歴史的な芸能の保存・継承、地域づくり活動など、これまで**市民が自立的に培ってきた文化を生かした交流・連携**を促進します。

【総括】 **豊かな自然の維持・保全、各地域の伝統、地域づくり活動の継承に懸念**

- 一関市は面積の約60%が森林であり、豊かな自然に囲まれています。しかし、山林では皆伐採後の再造林率が低位で推移しているほか、松くい虫等の森林病害虫による被害が進行していることから、山林の維持・保全は引き続き重要な事項です。
- 一関市の本寺地区景観計画、一関景観農業振興地域整備計画(本寺地区)を策定し、田園景観の保全に努めています。
- 各地域において、伝統的、歴史的な芸能の保存・継承、地域づくり活動などが進められてきていますが、担い手の高齢化や減少のため、地域活動の継続が懸念されます。

6. まちづくりの主要課題

・上位計画、社会潮流、一関市の現状、市民意向、現行都市計画マスタープランの総括を踏まえ、まちづくりの主要課題を設定します。

総合計画

【将来像】
ひとりひとりが輝く 挑戦しつづけるまち いちのせき

市の現状

- (1)若年層の流出、人口密度低下・高齢化の進行
- (2)中心部の空洞化が進行、市街地の低密度なスプロール化
- (3)一関地域への都市機能集積が強いが将来的な機能低下に懸念
- (4)公共交通の利便性低下、利用者減少
- (5)一関地域の中心市街地などの都市機能や人口が多い場所でのリスクが高い

市民意向

- (1)居住環境の満足度は高い。若い世代ほど住替え意向が高い
- (2)子育て機能の満足度が高い、余暇・趣味の施設の利用が少ない
- (3)田園景観の満足度高く、「身近な商店街や道路の景観」に対する満足度が低い
- (4)市民の防災意識が十分に高まっていない
- (5)若い世代の地域活動への参加率が低い

現行計画の総括

- (1)コンパクトシティ化の効果が限定的、災害リスクへの取組を継続
- (2)自動車利用環境は向上したが、公共交通利便性が低下
- (3)工業系土地利用は堅調だが、一関駅周辺では大規模工場が撤退
- (4)豊かな自然の維持・保全、各地域の伝統、地域づくり活動の継承に懸念

社会潮流

- (1)コンパクト・プラス・ネットワーク
- (2)災害の激甚化
- (3)脱炭素・カーボンニュートラル
- (4)デジタル化・スマートシティ化

課題1 まちの魅力再生

- 一関地域の都市機能集積は認められるものの、都市のスプロール化に伴う中心市街地の魅力再生は喫緊の問題であり、今一度、市の広域的都市機能拠点としての機能を“しごとづくり”も踏まえて再定義しながら、その役割を強化していく必要があります。

課題2 市民生活における幸福度の向上

- 若い世代の住替え意向が高くなっており、日常生活の満足度向上に加え、多様な“ひとづくり”を通して自らの希望を叶えられる環境を整えることで、全市民の幸福度を向上し、定住意向を高める必要があります。

課題3 安全・安心の強化

- 災害対策によるリスクの低減は進んでいますが、中心市街地を中心に洪水浸水想定区域等のリスクがあります。また、市民の防災意識が十分に高まっておらず、ハードソフト両面からの災害への備えをより一層強化する必要があります。

7. 都市計画マスタープランの改訂方針

(1) 一関市都市計画マスタープラン改訂方針（留意点）

「重点戦略」の新設や重複記載の整理、進行管理の強化など、より実効性と分かりやすさを重視した改訂とします。

① 重点的な取組の明確化【法定計画(分野・エリア)ゆえの読みにくさの解消】

現行計画は、課題設定、目標・方針、施策のつながりが弱く、重点的なまちづくりの目的、そのためにやるべきことが見えにくくなっています。

このため、将来都市像の実現に向け、具体的な取組方針を明確化します。「重点戦略」を新設し、短期的に取り組む内容を明示します。

新たに策定する立地適正化計画を視野に入れた「重点戦略」を設定し、都市マスと立地適正化計画の連携を明確に示します。

② 構成の簡潔化と分かりやすさの向上【市町村合併に配慮した構成から“一関”の成長を描く計画へ】

現行計画は、市町村合併直後の策定ということもあり、合併前からの各地域のまちづくりを踏襲しているため、「地域別構想」に加えて、都市計画区域を有する地域については「地区別構想」があるなど、記載内容の重複、わかりにくさがあります。

このため、“一関”を一体のまちとしてどうしていくのかをわかりやすく伝えることができる計画とします。

“一関”全体のまちづくりの方向性を「全体構想」で示し、さらに「重点戦略」を追加し、一関のまちづくりの道筋を明確化します。各地域のまちづくりの方向性については、「地域別構想」と「地区別構想」を1本化し、構成を簡潔にし、わかりやすくします。

③ 計画の進行管理と見直し【しっかりと進捗管理できる計画に】

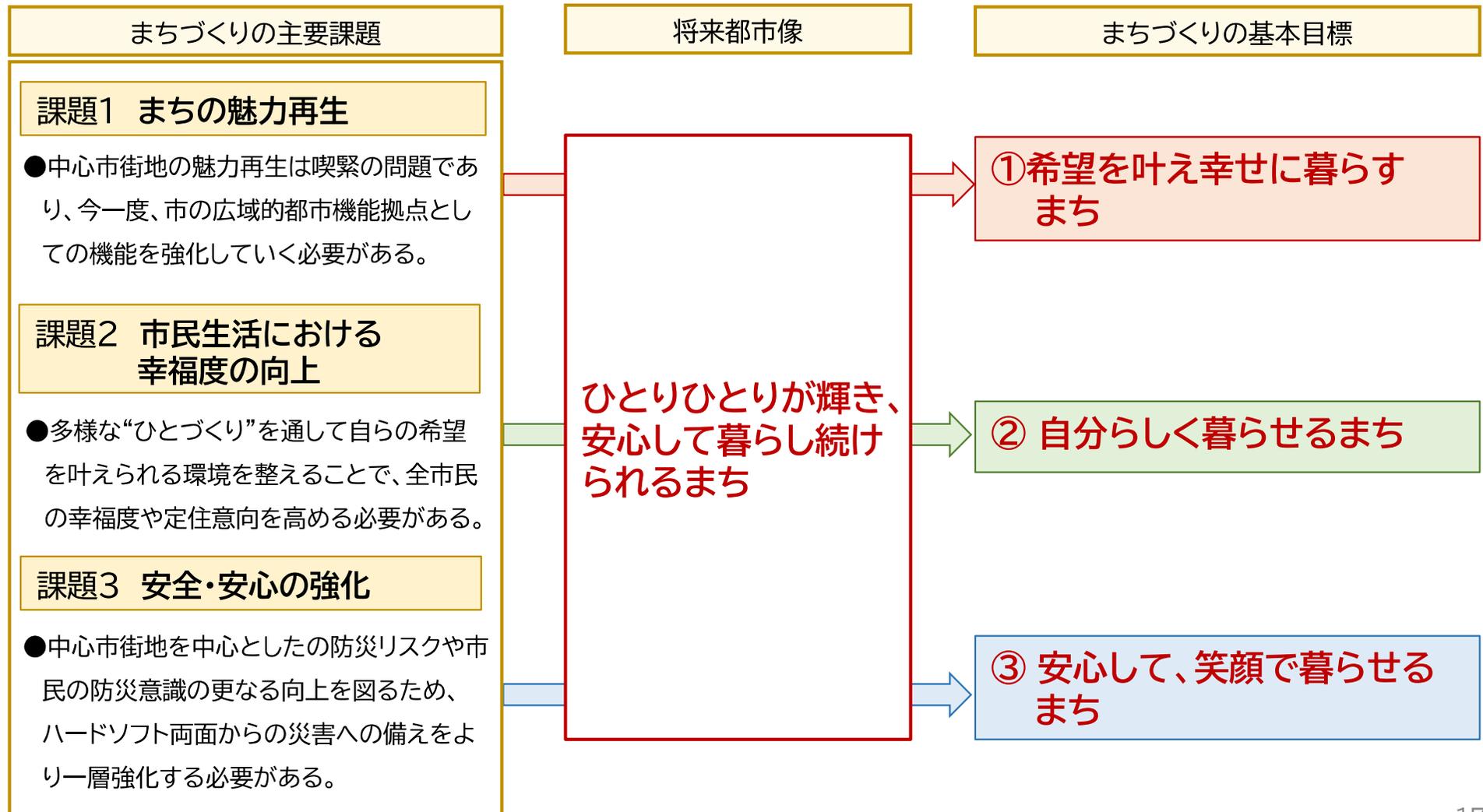
現行計画は、課題設定、目標・方針、施策のつながりが弱く、現行計画検証の結果、具体的な施策展開がなされていない方針があります。[\(参考資料1参照\)](#)

そのため、目標・方針と取組の対応関係を整理し、計画の進捗状況をしっかりと把握できる構成とします。

8. 都市計画マスタープラン 全体構想改訂案

(1) 都市の将来像

主要課題を解決に向けて、どのようなまちの姿を目指すのか、課題と都市の将来像の結びつきを明確にします。



8. 都市計画マスタープラン 全体構想改訂案

(1) 都市の将来像—将来都市像

将来都市像は、目指すべき将来の都市像です。

一関市総合計画に即し、まちづくりの主要課題の解決に向けて、どのようなまちの姿を目指すのかを示します。

【将来都市像】ひとりひとりが輝き、安心して暮らし続けられるまち

一関市においては、若者の流出を要因の一つとした人口減少が深刻化している状況のもと、一関市総合計画基本構想では将来像を「ひとりひとりが輝く 挑戦しつづけるまち いちのせき」として、「ひとづくり」、「まちづくり」、「しごとづくり」の視点で基本目標を掲げ、まちづくりを進めていくこととしています。

今回の都市計画マスタープランの見直しにおいては、都市計画分野として確保すべき、“安心な暮らし”に加え、総合計画の考え方を踏襲し、若者をはじめとした全ての市民が“自らが望む生き方”を実現することで、一関で将来に渡って住みたくなる都市づくりを目指します。

このような考え方のもと、都市計画マスタープランの将来都市像は「ひとりひとりが輝き、安心して暮らし続けられるまち」とします。

8. 都市計画マスタープラン 全体構想改訂案

(1) 都市の将来像—まちづくりの基本目標

まちづくりの基本目標は、将来都市像の実現に向けた基本目標として設定します。

① 希望を叶え幸せに暮らすまち

- ・就職や進学を契機とした若年層の流出等により人口が減少するなか、市街地はスプロール化が進行しており、一関地域の中心部は広域拠点として都市機能集積はあるものの、魅力や活力が低下しています。
- ・総合計画の視点の一つである「やりたいことが実現できる「しごとづくり」」の方向性を踏まえ、中心市街地活性化、一ノ関駅東口の跡地活用に向けて、「多様なしごと」や「イノベーション」の創造機能を備えたまちとして機能強化、魅力の再構築を図ることで、市民一人ひとりが自身の希望に沿った生き方・働き方を実現できる「希望を叶え幸せに暮らすまち」を目指します。

② 自分らしく暮らせるまち

- ・市民意向調査では、若い世代がより利便性の良い場所への住替え意向があったり、余暇・趣味の施設の利用が少ない状況であったりと、日常生活に対して満足度が十分ではない傾向がありました。
- ・総合計画の視点の一つである「「ひかり輝く「ひとづくり」」の方向性を踏まえ、多様なニーズに応じた居住地の確保、生涯学習や文化・芸術、趣味活動など多様な活動を気軽に楽しめる環境の充実、多様な交流機会の創出により、子どもから高齢者まですべてのライフステージを通して自己実現できる環境を整えることで定住意向を高め「自分らしく暮らせるまち」を目指します。

8. 都市計画マスタープラン 全体構想改訂案

(1) 都市の将来像—まちづくりの基本目標

まちづくりの基本目標は、将来都市像の実現に向けた基本目標として設定します。

③ 安心して、笑顔で暮らせるまち

- ・災害対策によるリスクの低減が進んでいる一方で、気候変動により自然災害が頻発化・激甚化しており、人口や都市機能が集積する中心市街地においても洪水浸水想定区域等のリスクを抱えています。また、一関市は中山間地域や田園地域に低密度に人口が分布していますが、こういった場所では人口減少が進む中で、都市機能や都市サービスの水準の維持が難しくなることが懸念されます。
- ・総合計画の基本計画の視点の一つである「暮らしやすさを感じる「まちづくり」」の方向性を踏まえ、災害への備えをより一層強化し、デジタル等柔軟な手段により生活サービス等の暮らしの土台が安定したまち「安心して、笑顔で暮らせるまち」を目指します。

8. 都市計画マスタープラン 全体構想改訂案

(1) 都市の将来像—将来都市構造

【拠点】

将来都市構造は、基本目標で掲げた都市の実現に向けた将来の都市構造を示すもので、「拠点」「ゾーン」「軸」で構成します。「拠点」に関しては、まちづくりの基本目標で掲げたまちを実現するために必要な機能を、各拠点の役割に追加設定します。

表 拠点の種類

拠点の種類	拠点の役割
広域拠点	本市及び岩手県南・宮城県北の生活・活動を支える広域的都市機能集積地 自分みがきの拠点(教育・生涯学習、イノベーション)、暮らしやすさを支える機能
副次拠点	広域拠点の機能を補完し、主に本市の東部地域の生活・活動を支える都市機能集積地 暮らしやすさを支える機能
地域生活拠点	市民の日常生活に対応し、日々の生活・活動を支える都市機能集積地
観光交流拠点	地域の文化、自然環境等を核に広域からの流入を促進する代表的な観光地

表 拠点の配置

	広域拠点	副次拠点	地域生活拠点	観光・交流拠点
一関地域	●			●
花泉地域			●	●
大東地域			●	●
千厩地域		●		●
東山地域			●	●
室根地域			●	●
川崎地域			●	●
藤沢地域			●	●

8. 都市計画マスタープラン 将来都市構造

(1) 都市の将来像—将来都市構造

【ゾーン】

「ゾーン」は土地利用の方向性を示すものです。

土地利用の方向性をイメージしやすいよう土地利用に即した区分とします。

一関地域の立地適正化計画の策定を見据え、一関と千厩・東山の市街地の役割の違いを明確化します。

表 ゾーンの種類

ゾーンの種類	ゾーンの役割
高次都市機能集積ゾーン	これまで集積されてきた商業・業務機能、サービス機能、その他の都市機能により、利便性が高い市街地の形成を図るゾーン (一関地域の用途地域(近商、商業他))
利便性の高い市街地ゾーン	多様な都市機能にアクセスしやすく、安全で利便性が高い市街地の形成を図るゾーン (一関地域の用途地域(住居系))
ゆとりある市街地ゾーン	暮らしに必要な機能が整ったゆとりある市街地の形成を図るゾーン (千厩地域、東山地域の用途地域)
田園・共存ゾーン	優良農地の保全と活用を基本に、既存集落との共存を図るゾーン
自然共生ゾーン	森林・自然環境の保全と活用を基本に、既存集落との共存を図るゾーン
森林・自然ゾーン	森林・自然環境の保全を基本に、自然と調和しながら共存を図るゾーン

8. 都市計画マスタープラン 全体構想改訂案

(1) 都市の将来像—将来都市構造

【ゾーン】

「ゾーン」は土地利用の方向性を示すものです。

土地利用の方向性をイメージしやすいよう土地利用に即した区分とします。

一関地域の立地適正化計画の策定を見据え、一関と千厩・東山の市街地の役割の違いを明確化します。

表 ゾーンの配置

	高次都市機能 集積ゾーン	利便性の高い 市街地ゾーン	ゆとりある 市街地ゾーン	田園・共存 ゾーン	自然共生 ゾーン	森林・自然 ゾーン
一関地域	●	●		●	●	●
花泉地域				●	●	●
大東地域				●	●	●
千厩地域			●	●	●	●
東山地域			●	●	●	●
室根地域				●	●	●
川崎地域				●	●	●
藤沢地域				●	●	●

8. 都市計画マスタープラン 全体構想改訂案

(1) 都市の将来像—将来都市構造

【 軸 】

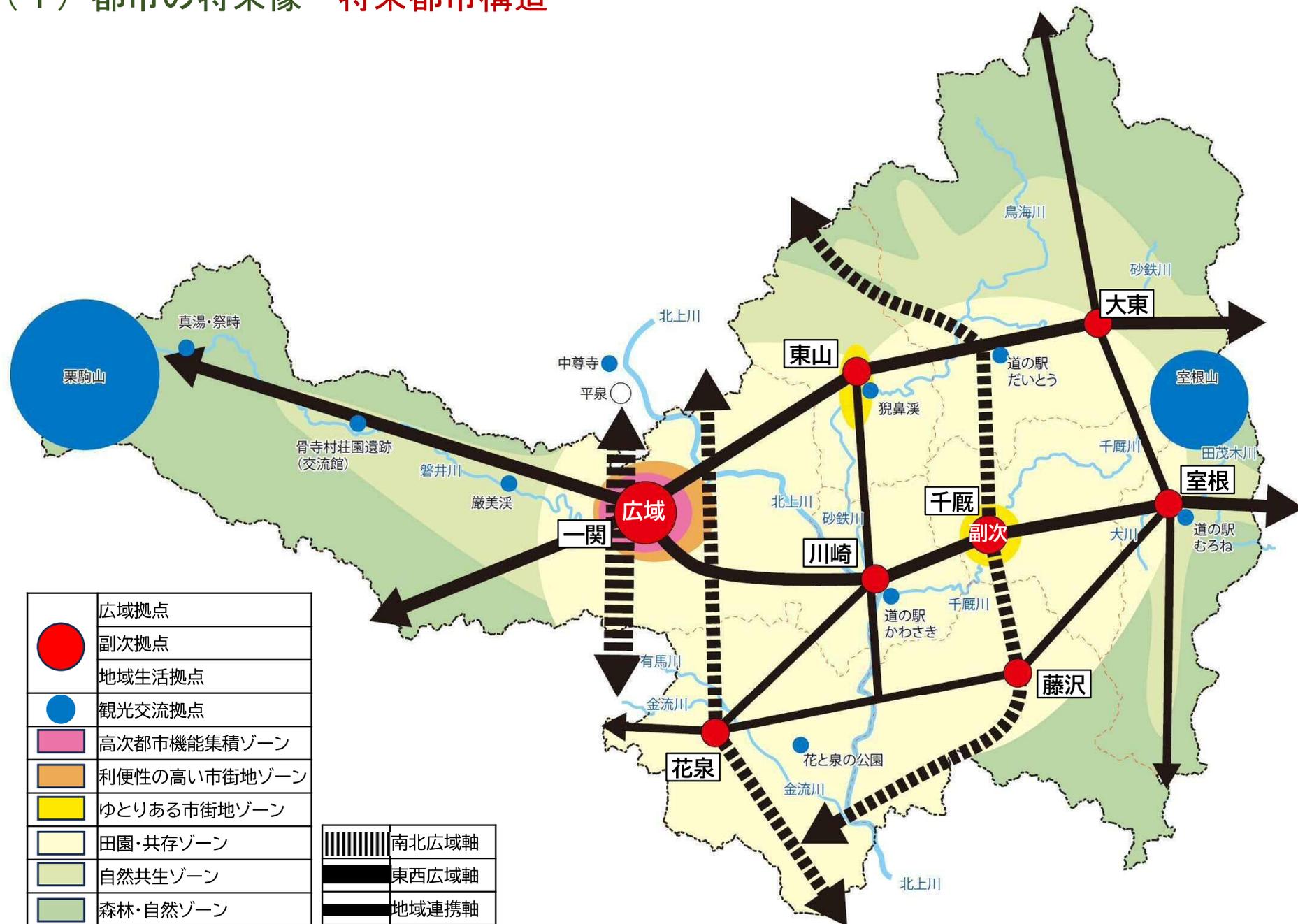
「軸」は、各拠点間や周辺市町村等を連携する道路、公共交通からなるネットワークです。

表 軸の種類

軸の種類	軸の役割
南北広域軸	東北自動車道、国道4号、東北新幹線、東北本線などからなる南北方向の交通体系
東西広域軸	国道284号、国道342号、大船渡線などからなる東西方向の広域的な交通体系
地域連携軸	各拠点間、観光交流拠点間を結び地域の連携や交流を促進する道路体系

8. 都市計画マスタープラン 全体構想改訂案

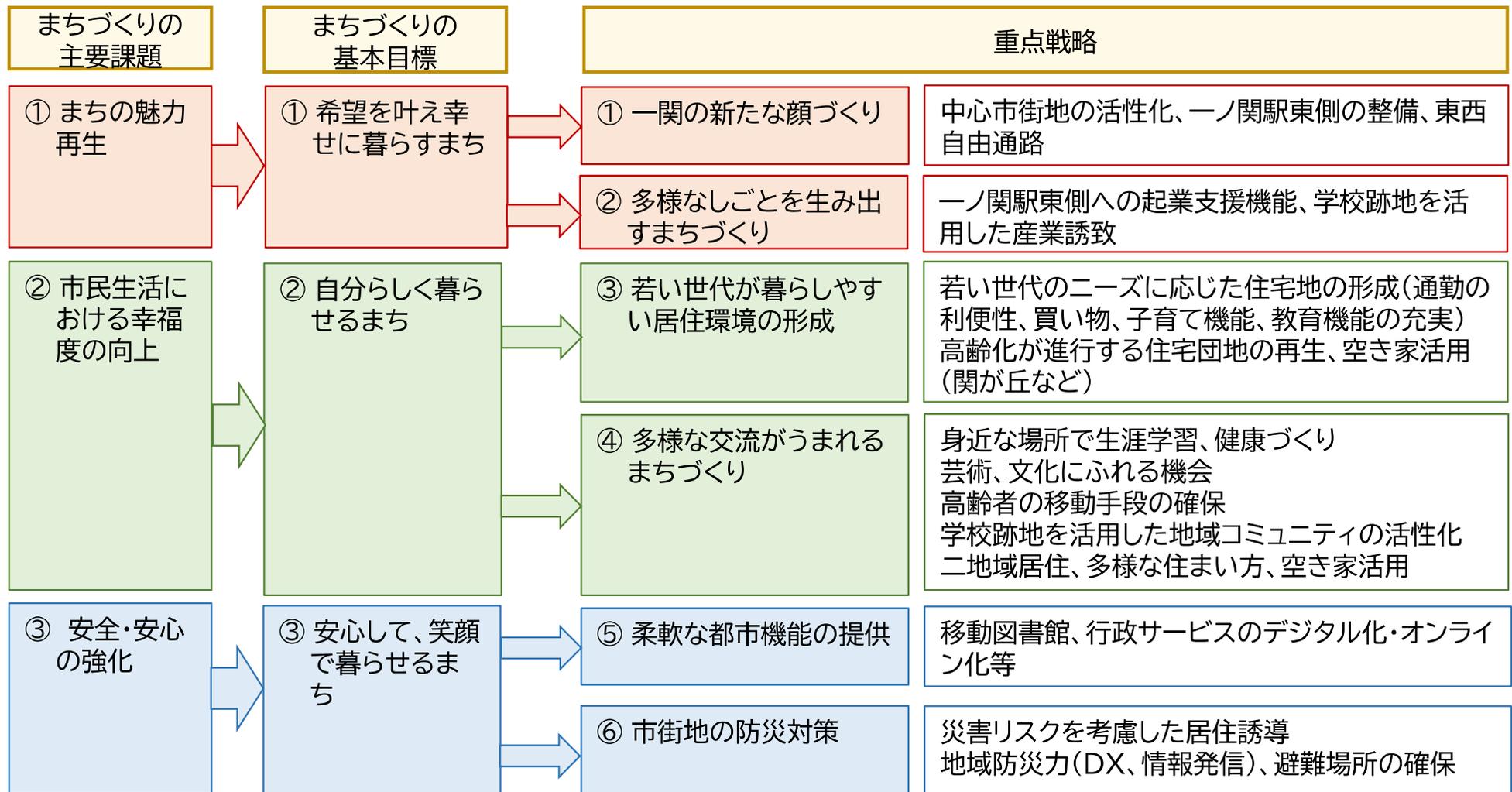
(1) 都市の将来像—将来都市構造



8. 都市計画マスタープラン 全体構想改訂案

(2) 重点戦略

「重点戦略」を新設し、主要課題の解決に向けた短期的・重点的な取組を明確化します。
 新たに策定する立地適正化計画を視野に入れた「重点戦略」を設定し、都市マスと立地適正化計画の連携を明確に示します。



8. 都市計画マスタープラン 全体構想改訂案

(2) 重点戦略

① 一関の新たな顔づくり

中心市街地や一ノ関駅周辺は、多様な都市機能が集積し、公共交通の利便性も高い地域です。市全体の利便性を支える重要な拠点であり、近年は大規模工場の撤退に伴う土地利用転換が進んでいます。市は**駅東口の跡地取得を進め、官民連携による新たな土地活用**を検討中です。これらの契機を活かし、**中心市街地の活性化**や東西自由通路の整備によって、**東西市街地の連携を強化**し、一体感のある「新たな一関の顔」づくりを推進します。

② 多様ななしごとを生み出すまちづくり

人口減少の主因は若年層の流出とUターンの少なさにあります。若者のニーズに合った働く場の不足が要因として考えられます。**駅東口への起業支援機能の導入**や**学校跡地への産業誘致**などを通じて、多様な仕事や雇用機会の創出に取り組みます。

③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成

市民意向調査では、若い世代ほど住替え意向が高く、公共交通や買い物の利便性を重視する傾向が見られます。市街地には子育て・教育・文化・買い物など、**若い世代が求める都市機能が集積しており、今後もこれらの機能維持**に取り組みます。また、高齢化や空き家増加が進む住宅団地等についても、**若い世代が移り住みやすい環境整備**を図ります。

④ 多様な交流がうまれるまちづくり

公民館の市民センター化や保健センターでの健康づくりなど、地域での交流・学習の場が充実しています。市中心部では**図書館や文化センターを中心に生涯学習の場を整備**しています。地域活動への参加率や満足度が若い世代ほど低い傾向があるため、学校跡地の活用による地域コミュニティの活性化、良好な田園風景や風土を活かし、**移住・二地域居住・交流の促進**にも取り組みます。さらに、高齢者をはじめとする移動が困難な方々が安心して安全に外出することができるように、**公共交通の充実**を図ります。

⑤ 柔軟な都市機能の提供

市街地周辺には低密度の田園集落が広がり、今後の人口減少に伴い都市機能や公共交通へのアクセスが困難になる可能性があります。**定期市の開催、移動販売、移動図書館、行政サービスのデジタル化・オンライン化**など柔軟な手法を活用し、**住民が暮らしやすい都市機能の提供**に取り組みます。

⑥ 市街地の防災対策

一関市には浸水や土砂災害のリスクが高い地域が多く存在します。**災害リスクを考慮した居住誘導**や、**地域防災力の強化(DX・情報発信)**、**避難路、避難場所の確保**など、**災害リスクの軽減**に取り組みます。

9. 立地適正化計画 まちづくりの方針

(1) 都市計画マスタープラン「重点戦略」のうち、立地適正化計画で具体化する事項

【凡例】■：都市機能誘導、■：居住誘導、■：公共交通、■：防災

① 一関の新たな顔づくり

中心市街地や一ノ関駅周辺は、多様な都市機能が集積し、公共交通の利便性も高い地域です。市全体の利便性を支える重要な拠点であり、近年は大規模工場の撤退に伴う土地利用転換が進んでいます。市は**駅東口の跡地取得を進め、官民連携による新たな土地活用**を検討中です。これらの契機を活かし、**中心市街地の活性化**や東西自由通路の整備によって、**東西市街地の連携を強化**し、一体感のある「新たな一関の顔」づくりを推進します。

② 多様なしごとを生み出すまちづくり

人口減少の主因は若年層の流出とUターンの少なさにあります。若者のニーズに合った働く場の不足が要因として考えられます。**駅東口への起業支援機能の導入**や**学校跡地への産業誘致**などを通じて、多様な仕事や雇用機会の創出に取り組みます。

③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成

市民意向調査では、若い世代ほど住替え意向が高く、公共交通や買い物の利便性を重視する傾向が見られます。市街地には子育て・教育・文化・買い物など、**若い世代が求める都市機能が集積しており、今後もこれらの機能維持**に取り組みます。また、高齢化や空き家増加が進む住宅団地等についても、**若い世代が移り住みやすい環境整備**を図ります。

④ 多様な交流がうまれるまちづくり

公民館の市民センター化や保健センターでの健康づくりなど、地域での交流・学習の場が充実しています。市中心部では**図書館や文化センターを中心に生涯学習の場を整備**しています。地域活動への参加率や満足度が若い世代ほど低い傾向があるため、学校跡地の活用による地域コミュニティの活性化、良好な田園風景や風土を活かし、**移住・二地域居住・交流の促進**にも取り組みます。さらに、高齢者をはじめとする移動が困難な方々が安心して安全に外出することができるように、**公共交通の充実**を図ります。

⑤ 柔軟な都市機能の提供

市街地周辺には低密度の田園集落が広がり、今後の人口減少に伴い都市機能や公共交通へのアクセスが困難になる可能性があります。**定期市の開催、移動販売、移動図書館、行政サービスのデジタル化・オンライン化**など柔軟な手法を活用し、**住民が暮らしやすい都市機能の提供**に取り組みます。

⑥ 市街地の防災対策

一関市には浸水や土砂災害のリスクが高い地域が多く存在します。**災害リスクを考慮した居住誘導**や、**地域防災力の強化(DX・情報発信)**、**避難路、避難場所の確保**など、災害リスクの軽減に取り組みます。

9. 立地適正化計画 まちづくりの方針

(2) まちづくりの方針

まちづくりの方針

ひとりひとりの笑顔が輝くまちなかの形成

好きなひとやもののために、そして自分のために、挑戦することができるよう、自己研鑽に資する機能、安心して暮らせる居住環境を形成します。

都市機能誘導の方針

●東西の一体感のある新たな一関の顔としての駅周辺

・駅東口の工場跡地の利活用、東西市街地の連携強化による一体感のある市街地として再生

●自分みがきの拠点として機能向上

・図書館、文化センター等、生涯学習・文化活動の拠点として魅力の充実
・駅東口へのイノベーション機能の整備

●暮らしやすさを支える機能の確保

・教育、子育て機能、医療、商業

居住誘導の方針

●若い世代の定住促進

・育て・教育・文化・買い物、通勤等の利便性、若い世代が求める都市機能が集積していることから、今後もこれらの機能維持
・高齢化が進む住宅団地等への若い世代の居住を促進

公共交通の方針

●高齢者の外出を支える公共交通

・高齢者をはじめとする移動が困難な方々が安心して安全に外出できる公共交通の充実

防災指針

●安心して暮らせる居住環境の形成

・災害リスクを考慮した居住誘導
・避難路、避難施設の充実

10. 立地適正化計画の策定により活用可能となる事業メニュー

(1) 都市機能誘導

●東西の一体感のある新たな一関の顔としての駅周辺



- 都市構造再編集中支援事業（31ページ）
 - ・道路、公園、高質空間形成
- まちなかウォークアブル推進事業(32ページ)
 - ・暑熱対策、滞在環境整備事業

●自分みがきの拠点として機能向上
●暮らしやすさを支える機能の確保



- 都市構造再編集中支援事業（31ページ）
 - ・高次都市施設(地域交流センターなど)
 - ・誘導施設(医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設)

(2) 居住誘導

●若い世代の定住促進



- 都市構造再編集中支援事業（31ページ）
 - ・こどもまんなかまちづくり事業(テレワーク拠点施設、子育て世代活動支援センターなど)

(3) 公共交通

●高齢者の外出を支える公共交通



- 都市・地域交通戦略推進事業(34ページ)
 - ・交通結節点の整備、バリアフリー交通施設、情報化基盤施設の整備

(4) 防災

●安心して暮らせる居住環境の形成



- 居住誘導区域等権利設定促進事業(35ページ)
- 居住誘導促進事業(36ページ)
 - ・災害リスクの高い区域からの移転を支援

10. 立地適正化計画の策定により活用可能となる事業メニュー

都市再生整備計画関連事業で実施可能な事業（主なもの）

○ 都市再生整備計画関連事業は、様々な政策目的に応じて、事業メニューを選択することができます。

都市構造再編集中支援事業（個別補助金）

立地適正化計画に基づく取組等に対し集中的支援

<p>誘導施設・基幹的誘導施設・既存建造物活用事業（誘導施設）</p> <p>医療・福祉施設 幼稚園・学校 図書館・博物館</p>	<p>居住誘導促進事業 R5 拡充</p> <p>居住誘導区域へ移転を希望する者への支援</p>
---	--

まちなかウォーカブル推進事業

（社会資本整備総合交付金 及び 個別補助金）

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに対し集中的支援

<p>滞在環境整備事業 R5 拡充</p> <p>滞在環境の整備の推進に関する事業等</p>	<p>計画策定支援事業</p> <p>重点的に取り組むテーマに応じた事業計画の策定</p>
--	---

<p>誘導施設相当施設 ・既存建造物活用事業（誘導施設相当施設） R5創設 都市計画区域外の地域生活拠点内（社会資本整備総合交付金のみ）</p> <p>医療・福祉施設 幼稚園・学校 図書館・博物館</p>	<p>高次都市施設</p> <p>地域交流センター 観光交流センター</p> <p>テレワーク拠点施設 ワークション拠点施設</p> <p>子育て支援施設 複合交通センター</p>	<p>既存建造物活用事業 （誘導施設除く）</p> <p>既存建造物を活用した高次都市施設等</p>	<p>道路 R5 拡充（ウォーカブルのみ）</p>	<p>地域生活基盤施設</p> <p>広場・緑地情報板 駐車場 駐輪場 地域防災施設 人工地盤（デッキ・地下道） 再生可能エネルギー施設</p>	<p>高質空間形成施設</p> <p>緑化施設 電線類地中化 歩行支援施設（バリアフリー施設） 情報化基盤施設（カメラ・センサー）</p>
	<p>河川/下水道</p>	<p>住宅系事業</p> <p>優良建築物等整備事業 公営住宅等整備 等</p>	<p>エリア価値向上整備事業</p> <p>既存ストックを活用し官民連携でエリア価値向上の取組</p>	<p>公園 ※小規模な公園も対象</p>	<p>区画整理・再開発</p>
		<p>まちなみ環境整備事業 等</p>			<p>提案事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活用調査 ・まちづくり活動推進事業 ・地域創造支援事業

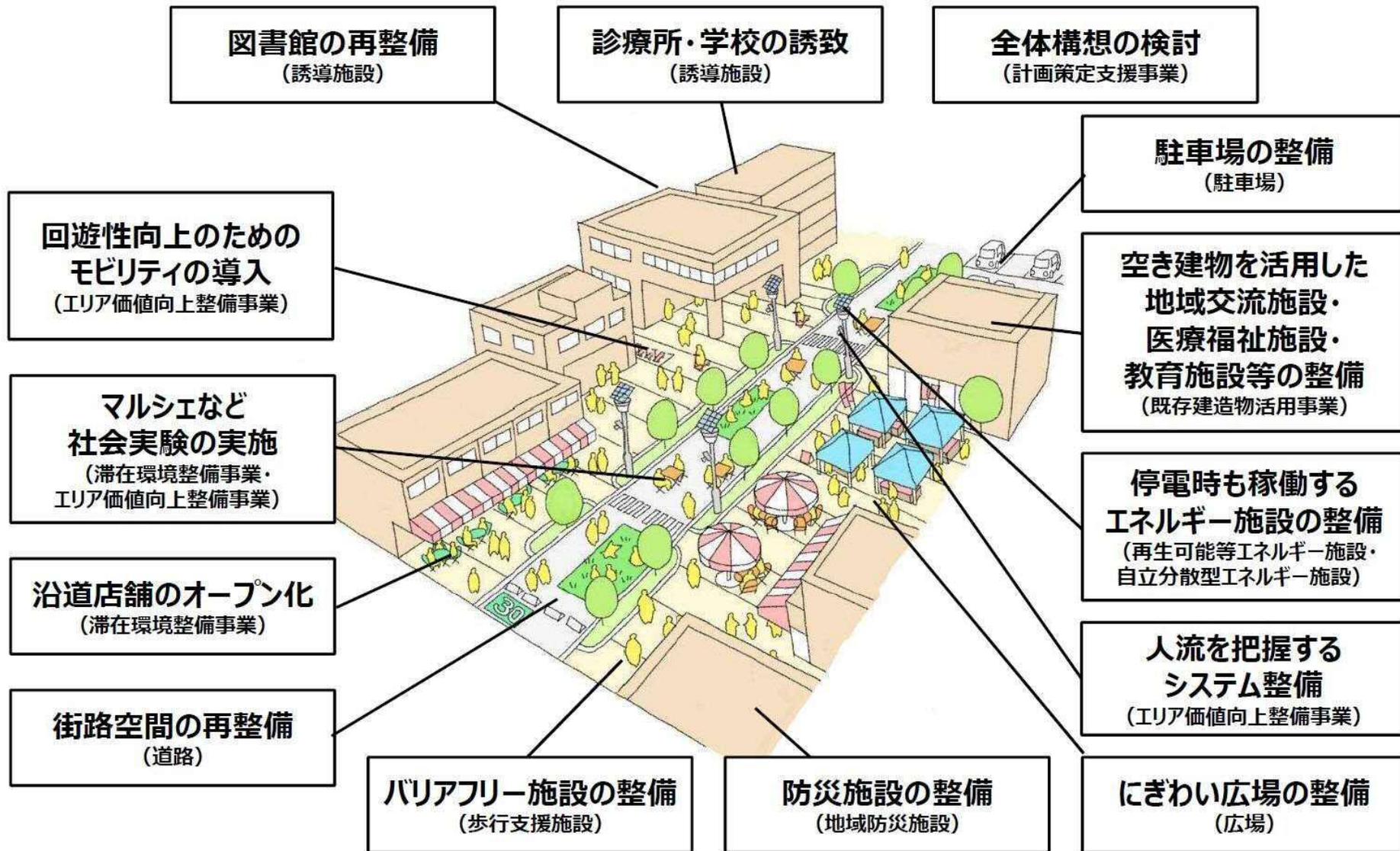
都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金※1、防災・安全交付金（R5創設）※2）

地域の様々なまちづくりを支える交付金

※1（都市計画区域外の地域生活拠点内）、※2（都市計画区域外の防災拠点内）：一部基幹事業を除く。 10

10. 立地適正化計画の策定により活用可能となる事業メニュー

ウォーカブルなまちなかの実現イメージ



10. 立地適正化計画の策定により活用可能となる事業メニュー

地方都市におけるイノベーション拠点 (ミライ長岡・新潟県長岡市)

○ 長岡市では、日本初「イノベーション地区」創設を目指して、関係機関と研究連携協定を締結し、産業を中心とした都市機能の集積をまちなかで進めている。2023年には人材育成と産業振興の拠点となるミライ長岡が開業。大学・高専の持つ専門性、最先端工学からデザイン、マーケティングなどの強みを活かして学生起業家、大学発ベンチャー等が続々誕生。

■米百俵プレイス ミライ長岡

- 市街地再開発事業で整備された複合施設である「米百俵プレイス」内に、まちなかのイノベーション創出・産業振興の拠点となる「ミライ長岡」を整備。
- 人づくりの場となる図書館「互尊文庫」や、産業づくりの場として地域の4大学1高専と企業が連携を行う「NaDeC BASE」が入居。



事業名：大手通坂之上町地区市街地再開発事業
 事業者：独立行政法人都市再生機構 等
 竣工：2023年 (A2街区・C街区)
 主用途：店舗、銀行、交流施設、図書館

“日本初”「イノベーション地区」を創生
 R4.3 長岡市・内閣府地方創生推進事務局・東京大学連携研究機構不動産イノベーション研究センター(CREI)による研究連携協力協定 締結

市民協働の拠点
 シティホールプラザ
 アオーレ長岡

学びと交流の拠点
 まちなかキャンパス長岡

子育て支援の拠点
 子育ての駅 ちびっこ広場

防災と震災伝承の拠点
 長岡震災アーカイブセンター
 「きおくみらい」

学生によるマルシェ&祭り場
 「まちなかぶんかさい」

奉還の有効活用
 オープンカフェ
 「まちカフェ」

10. 立地適正化計画の策定により活用可能となる事業メニュー

都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援

- 補助対象者^{※1}：地方公共団体、法定協議会^{※2}、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体
 - ※1 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等（独立行政法人都市再生機構や特定非営利活動法人等を含む）も事業実施可能
 - ※2 整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象
- 補助率：1/3、1/2（立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、地区交通戦略に位置づけられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業、脱炭素先行地域において実施する事業、バリアフリー基本構想の重点整備地区で行われるバリアフリー交通施設の整備）

路面電車・バス・鉄道等の公共交通の施設^{※3}

自由通路

ペDESTリアンデッキ

自転車駐車場

シェアモビリティ設備

駐車場(P&R等)

駅舎の地域拠点施設への改修・減築

公共交通施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等

交通結節点整備

社会実験

モビリティハブ整備

バリアフリー交通施設

荷捌き駐車場

地区交通戦略に基づく街路空間再構築・利活用

交通まちづくり活動の推進

スマートシティの推進

情報化基盤施設^{※4}の整備

デジタルの活用に係る社会実験

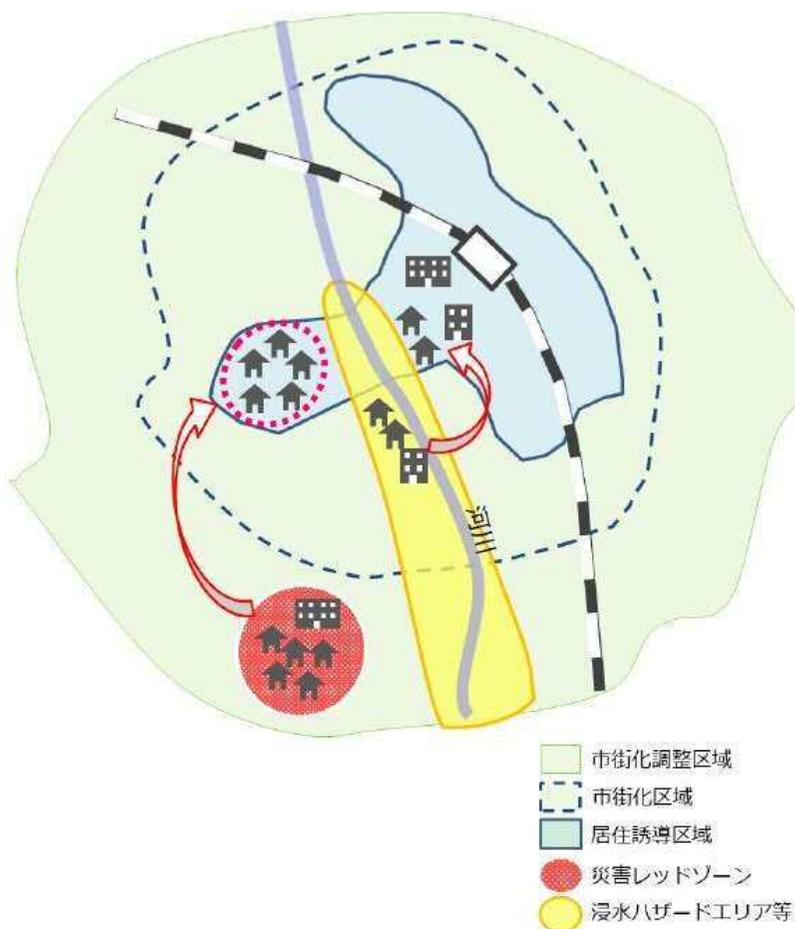
※3 インフラ整備と一体となった車両について、効果促進事業において支援可能

※4 情報化基盤施設：センサー、ビーコン、画像解析カメラその他先進的な技術を活用した施設、サービス提供のための設備の導入、情報の収集・発信等のための基盤整備等

10. 立地適正化計画の策定により活用可能となる事業メニュー

居住誘導区域等権利設定等促進事業（市町村による防災移転計画の作成） 国土交通省

- 災害ハザードエリアからの**住宅又は施設の移転**に対して、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、**手続きの代行等を行う**



「居住誘導区域等権利設定等促進事業」

防災移転計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）

- 主 体：立地適正化計画を作成している市町村
- 対 象：災害ハザードエリアから居住誘導区域に住宅又は施設を移転する場合
- 計画内容：市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、以下の事項を記載した計画を作成。
 - ① 移転者の氏名、住所
 - ② 移転先の土地建物の内容（住所、面積、建物の構造等）
 - ③ 移転先の土地建物の権利者の氏名、住所
 - ④ 移転先に設定する所有権、賃借権等の種類
 - ⑤ 移転の時期、移転の対価、支払い方法 等
- 法律の効果：市町村が計画を公告することにより、計画に定めた所有権、賃借権等が設定又は移転。また、計画に基づく権利設定を、市町村が一括で登記が可能（不動産登記法の制度）。
- 支援措置：・計画作成に当たって、固定資産税情報等の活用が可能。
・移転に係る不動産鑑定等の費用について、財政支援。※
・移転に係る開発許可手数料の減免等。
(※) 防災集団移転促進事業やコンパクトシティ形成支援事業（居住機能の移転促進に向けた調査）を実施する場合。

10. 立地適正化計画の策定により活用可能となる事業メニュー

居住誘導促進事業(移転を希望する者の移転支援、移転元地の管理の適正化への支援)

- ・居住誘導区域外等から同一市町村内の居住誘導区域へ移転する者に対して補助する事業に要する費用等を支援
- ・都市再生整備計画の区域に関わらず実施可能。

- ・都市再生整備計画に居住誘導方針を位置付け
- ・防災指針に災害リスクを踏まえた居住人口等、定量的な目標設定を行っていること又は確実に行う見込み

居住誘導促進事業 国費率：50%

- ①居住誘導区域面積が市街化区域等※の面積の1/2以下の市町村における、居住誘導区域外※※の区域
または
- ②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外※※の区域
または
- ③市街化区域から市街化調整区域編入を行った区域

※区域区分が定められていない都計区域の用途地域を含む
※※都市計画区域外を含む

支援対象となる移転希望者は
居住誘導方針で定めることができる

移転希望者の
住居の移転
最小戸数制限なし

居住誘導区域

元地の土地や既存ストックの適正管理 (元地は居住の用に供しないこと)

住宅の除却

- ・住宅の除却



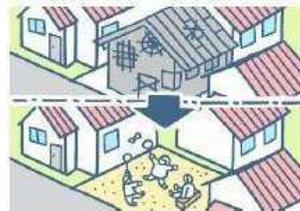
整地

- ・除却跡地の整地
- ・隣接する区域における安全対策等



広場・緑地等の整備

- ・除却跡地を広場として整備 (用地費含む)



既存建造物活用 (誘導施設を除く)

- ・リノベーションによるコミュニティ化



住宅移転支援

移転費用支援

- ・移転者の移転費用助成
- ・住宅建設・購入等に伴う資金を借入れた場合の利子助成

コーディネート

- ・対象地域の適正化に向けたコーディネート活動

③市街化区域から市街化調整区域編入を行った区域に限る

10. 立地適正化計画の策定により活用可能となる事業メニュー

防災指針の検討状況：福島県郡山市

令和元年10月の台風第19号において居住誘導区域の約2%（約54ha）が浸水し、住宅や都市機能（誘導施設）に甚大な被害が生じたため、立地適正化計画における居住誘導区域の見直しとともに、防災対策を検討する。

位置図



過去の災害における被害状況

【過去の甚大な水害】

- ◆昭和61年8月水害
- ◆平成10年8月水害
- ◆平成23年9月台風第15号
- ◆令和元年10月台風第19号
 - 一級河川阿武隈川、谷田川、逢瀬川などが越水
 - 市街化区域において広範囲に浸水被害が発生（居住誘導区域の一部も浸水）
 - 被害状況（R2.12.26現在 市内）
 - 〔床上浸水：6,542件 床下浸水：847件 人的被害7名〕

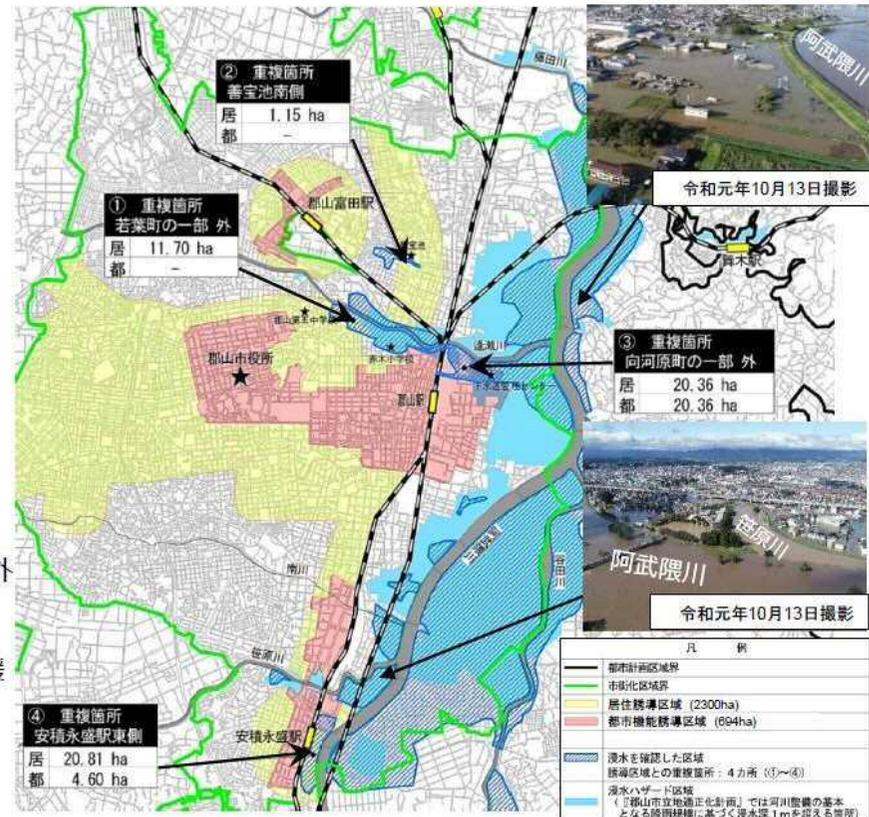


※ 右図の③箇所

防災上の課題と 防災対策の取組の方向性

（現状）居住誘導区域の設定はL1規模に基づく浸水深が1mを超える区域と家屋倒壊等氾濫想定区域を原則除外

- 居住誘導区域内の一部において浸水被害が発生
- 川沿いを中心に居住誘導区域外においても浸水被害が発生（特に工業団地で甚大な被害）
- 居住誘導区域から浸水被害の除外検討
- 高齢者等の要配慮者避難対策
 - ・住民による「地区防災マップ」作成支援
- 居住誘導区域内の浸水対策
 - ・雨水貯留施設の整備（内水対策）
- 移転対策支援の検討
 - ・移転者への財政支援



現行都市計画マスタープラン 施策実施状況

令和8年 2月 3日

5. 現行都市計画マスタープラン 施策の実施状況

- ・現行の都市計画マスタープランに位置づけられている各施策・取組の進捗状況について整理しました。
- ・都市計画マスタープラン「Ⅱ全体構想 第2章 分野別構想」(計画書P30～55)に記載の方針・施策について、調査を実施しました。(詳細は、「参考資料 施策の実施状況調書」参照)

表 現行都市計画マスタープラン「Ⅱ全体構想 第2章 分野別構想」の構成

1. 土地利用の方針
2. 都市施設の整備方針
 - 2-1. 交通体系の整備方針
 - 2-2. 公園緑地の整備方針
 - 2-3. 上・下水道の整備方針
3. 都市環境・景観形成の方針
4. 都市防災の方針
5. ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針

5. 現行都市計画マスタープラン 施策の実施状況

① 土地利用の方針

現行都市マス分野別構想		施策の実施状況の概要
商業・業務	一関中心部	撤退後の大規模小売店舗を活用し、なのはなプラザ(市街地活性化センター)を整備。中央図書館機能を有する一関図書館の整備。保健、福祉の複合施設として一関保健センターの整備。 市街地の回遊性、散策、憩いの場として歴史の小道整備。 一ノ関駅西口北駐車場を拡張整備。 一ノ関駅東口のNECプラットホームズ、一ノ関駅西口の北上製紙といった大規模な工場の撤退に対して、跡地活用を促進するため、用途地域を変更。 一ノ関駅東口のNECプラットホームズの跡地を市が取得し、官民連携による土地活用に向けて検討。
	各地域の中心部	空き店舗への入居支援、イベント等によるにぎわい創出を支援。
工業地		一関東第二工業団地を拡張、真柴地区産業用地を整備、(仮称)一関インター西産業用地を整備中。
住宅地	用途地域内	山目地区は、交通量の多い幹線道路に近接し、開発ポテンシャルが高まりつつある地区であることから、良好な居住環境を維持しながら日常生活の利便に供する施設の誘導を図るため、用途地域を変更。 関が丘団地は、建替えや多世代居住の促進を図るため容積率、建ぺい率を緩和、建ぺい率・容積率を緩和する都市計画を変更。
	用途地域外	
	都市計画区域外	
沿道サービス用地		
市街地内緑地		磐井川堤防改修に伴い、河川緑地帯等を整備。桜の小道(桜並木の復元)を整備。
生産系・保全系緑地		基盤整備事業の実施。間伐事業の実施。森林・林業体験活動を実施。

5. 現行都市計画マスタープラン 施策の実施状況

① 土地利用の方針

表 用途地域面積(令和4年)

用途種別	令和4年			
	一関地域	千厩地域	東山地域	合計
第一種低層住居専用地域	約 233ha	約 30ha	約 19ha	約 282.0ha
第一種中高層住居専用地域	約 233ha	約 38ha	約 14ha	約 285.0ha
第一種住居地域	約 306ha	約 59ha	約 54ha	約 419.0ha
第二種住居地域	約 8ha	約 5ha	約 2ha	約 15.0ha
近隣商業地域	約 58.8ha	約 9ha	約 2ha	約 69.8ha
商業地域	約 86ha	約 22ha	約 11ha	約 119.0ha
準工業地域	約 219ha	約 15ha	約 21ha	約 254.7ha
工業地域	約 43.7ha	約 30ha	約 27ha	約 100.7ha
工業専用地域	約 142.6ha	—	約 98ha	約 240.6ha
合計	約 1,329.8ha	約 208 ha	約 248ha	約 1,785.8ha

図 用途地域の見直し箇所

変更年	地域名	地区名	理由	変更前	変更後
平成22年	一関	山目	生活利便施設の立地誘導、土地利用の促進	第一種低層住居専用地域	→ 第一種中高層住居専用地域 → 第一種住居地域
		関が丘	建替え、多世代居住の促進を図るため容積率、建ぺい率を緩和	第一種低層住居専用地域（容積率80%、建ぺい率40%）	→ 第一種低層住居専用地域（容積率100%、建ぺい率50%）
平成30年	千厩	東小田地区	自動車関連施設、商業施設等が立地する地区を沿道流通業務ゾーンとして誘導	指定なし	→ 工業地域
令和4年	一関	一ノ関駅西口周辺	北上製紙跡地周辺の利活用	工業 工業専用地域	→ 近隣商業 → 近隣商業地域
		一ノ関駅東口周辺	NECプラットホームズ跡地の利活用	工業	→ 準工（容積率400%）
		一関東第2工業団地（拡張）	工業団地の拡張	指定なし	→ 工業地域

5. 現行都市計画マスタープラン 施策の実施状況

②-1 都市施設の整備方針－交通体系の整備方針

現行都市マス分野別構想		施策の実施状況の概要
②広域・市内ネットワークの整備方針	広域ネットワークの整備方針	国道284号:H24真滝バイパス開通、H30室根バイパス開通、R3石法華地区開通 国道342号:H26花泉バイパス開通、R4白崖工区開通 国道343号:H26大原バイパス開通、R3渋民バイパス開通
	市内ネットワークの整備方針	国道284号:H24真滝バイパス開通、H30室根バイパス開通、R3石法華地区開通 国道342号:H26花泉バイパス開通、R4白崖工区開通 国道343号:H26大原バイパス開通、R3渋民バイパス開通
	その他市街地内幹線道路の整備方針	現道を最大限に活用した舗装工事を行ったり、拡幅を伴う場合は不足する用地について寄附をいただくなど、事業費を抑えながら効果的な整備。 橋梁点検を実施。巡目点検(H26～H30)の健全性点検で「早期措置段階」と判定された橋梁において、計画的に補修工事を実施し、橋梁の長寿命化を実施。 令和3年都市計画道路変更(東山)。令和5.6年度に都市計画道路調査業務委託を実施し、現状や将来の社会情勢に基づく都市計画道路の必要性を検証し、計画路線の見直しを行った。
③道路の歩行者空間・環境整備の方針	歩行者空間整備の方針	市道弥栄線、市道赤荻黒沢線、市道仁王原有壁線等において歩道整備を実施。 国道284号室根バイパスの開通により、交通量の増加が見込まれる既存市道に歩道を整備。
	道路修景整備等の方針	
④公共交通整備の方針	鉄道利用環境整備の方針	関係自治体と連携を図りながら、在来線と東北新幹線への乗り継ぎ時間を改善し、接続性の高いダイヤ設定とあるようJR東日本へ要望。 H28、一ノ関駅東口の跨線橋の錆つき防止のため、塗装改修を実施。 R1、東口交流センター屋根の防水改修工事を実施。 R3～5、市営駐車場に設置されている発券機、精算機及びその他駐車場管制システム装置を更新。
	バス運行環境整備の方針	バス等運行事業費補助金、市営バスにより、国や県、運行事業者と連携し、拠点間を結ぶ公共交通を運行。

5. 現行都市計画マスタープラン 施策の実施状況

②-1 都市施設の整備方針－交通体系の整備方針



図 国・県道の主な整備箇所

5. 現行都市計画マスタープラン 施策の実施状況

②-1 都市施設の整備方針－交通体系の整備方針

表 都市計画道路の整備状況の推移

地域	平成19年3月31日			令和4年3月31日		
	計画延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率 (%)	計画延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率 (%)
一関	64.79	41.8	64.5	62.37	42.18	67.6
千厩	9.47	6.18	65.3	9.52	6.59	69.2
東山	14.22	3.97	27.9	10.29	5.4	52.5
	88.48	51.95	58.7	82.18	54.17	65.9

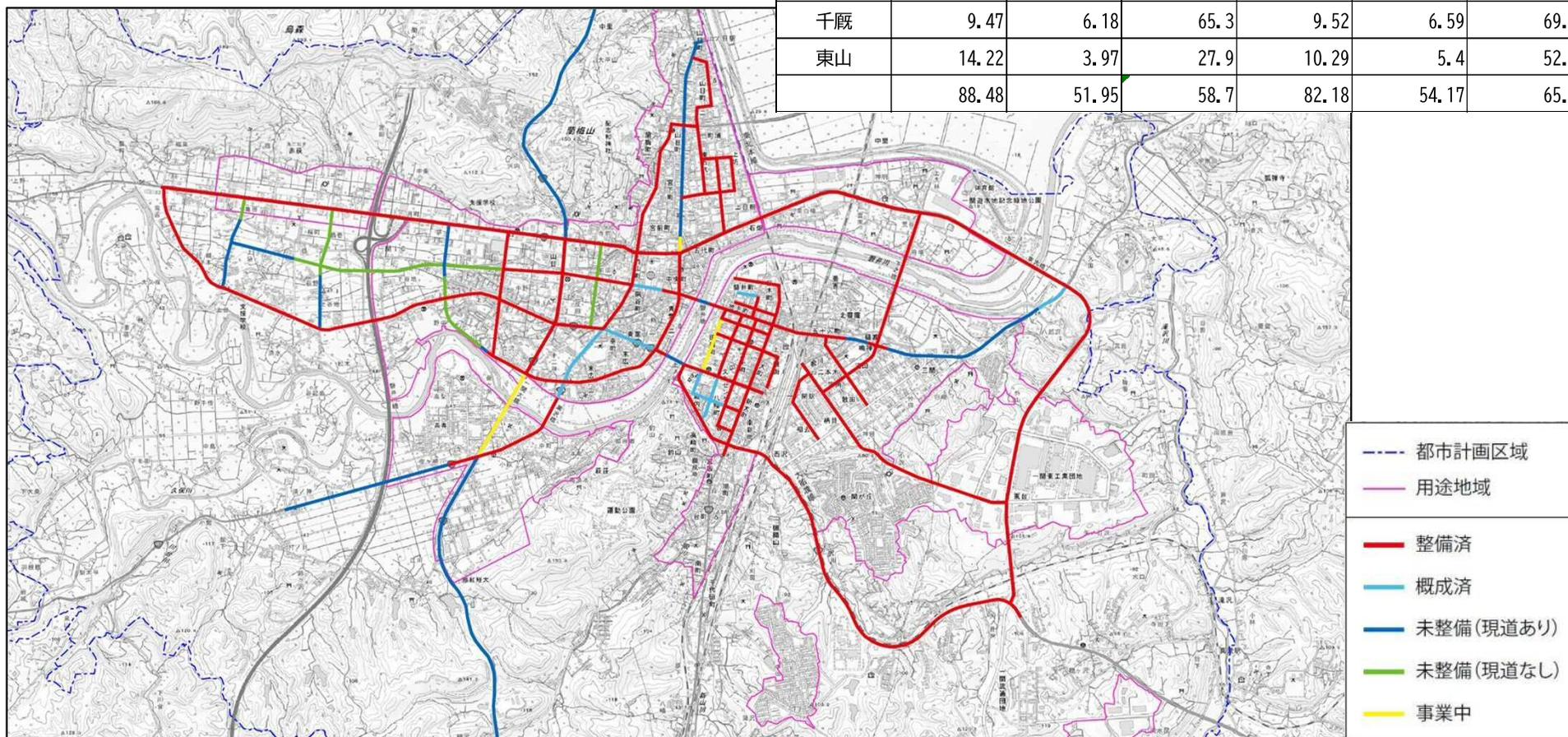


図 都市計画道路の整備状況図(一関)

5. 現行都市計画マスタープラン 施策の実施状況

②-1 都市施設の整備方針－交通体系の整備方針

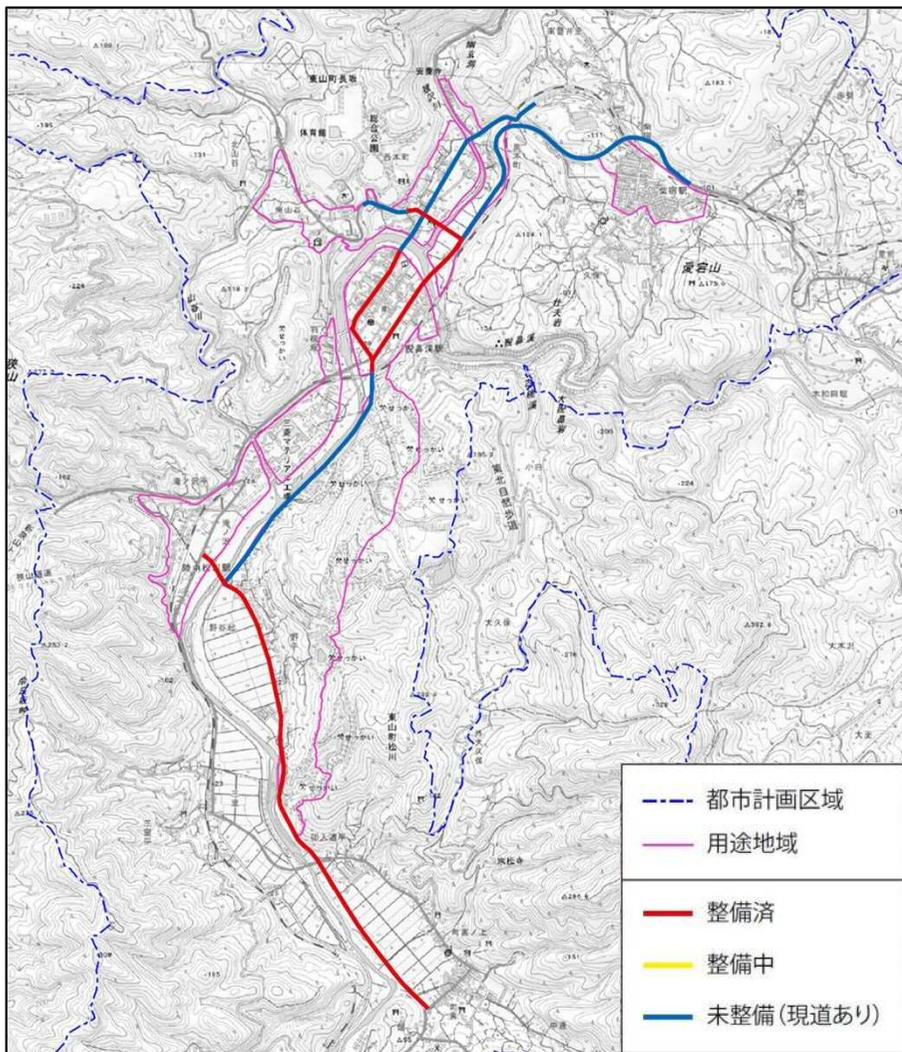


図 都市計画道路の整備状況図(東山)

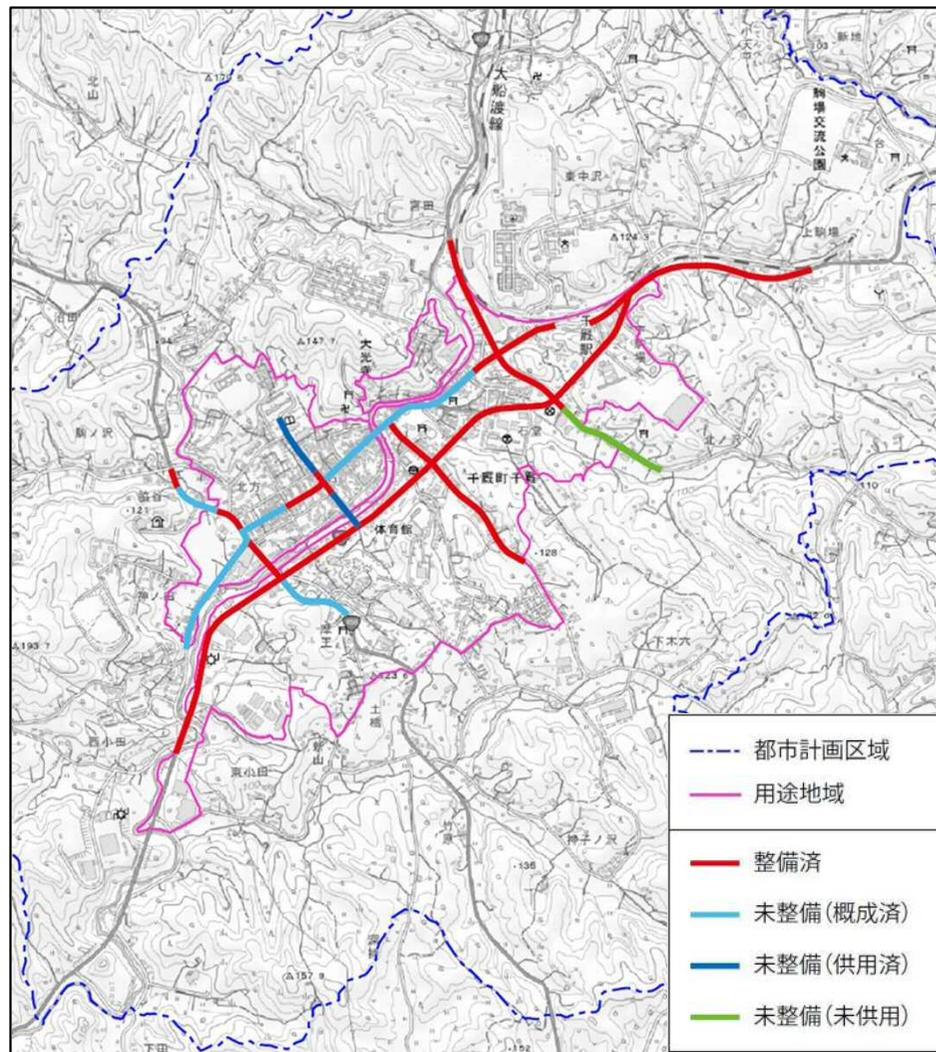


図 都市計画道路の整備状況図(千厩)

5. 現行都市計画マスタープラン 施策の実施状況

②-2 都市施設の整備方針－公園緑地の整備方針

現行都市マス分野別構想	施策の実施状況の概要
都市公園の整備方針	一関東第二工業団地内公園(2か所)、萩荘ふれあい公園、あこおぎ槻本公園、石堂コミュニティ公園を整備。釣山公園、愛宕児童公園等の公園施設の改修を実施。
都市緑地の整備方針	磐井川堤防改修に伴い、河川緑地帯などの整備を実施。

表 都市計画公園一覧

種別	番号	公園名	都市計画 決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	整備率 (%)
街区公園	2・2・1	南新町児童公園	0.23	0.23	100
	2・2・2	八幡町児童公園	0.18	0.18	100
	2・2・3	関が丘中央公園	0.52	0.52	100
	2・2・4	関が丘第1児童公園	0.50	0.50	100
	2・2・5	関が丘第2児童公園	0.13	0.13	100
	2・2・6	関が丘第3児童公園	0.12	0.12	100
	2・2・7	関が丘第4児童公園	0.09	0.09	100
	2・2・8	町浦南公園	0.25	0.25	100
	2・2・9	町浦北公園	0.31	0.31	100
	2・2・10	愛宕児童公園	0.34	0.57	168
	2・2・11	上ノ橋児童公園	0.21	0.22	105
	2・2・12	町裏児童公園	0.24	0.24	100
	2・2・13	熊野児童公園	0.30	0.29	97
近隣公園	3・3・1	町浦中央公園	1.12	1.12	100
	3・3・2	西前公園	1.10	1.14	104
地区公園	4・4・1	釣山公園	5.40	5.52	102
総合公園	5・5・1	一関遊水地記念緑地公園	17.40	14.55	84
	5・5・2	唐梅館総合公園	54.70	42.54	78
運動公園	6・5・1	一関運動公園	21.80	21.20	97
風致公園	7・4・1	館山公園	4.00	1.08	27
緑地	1	磐井川緑地	42.10	5.17	12
	計		151.04	95.97	

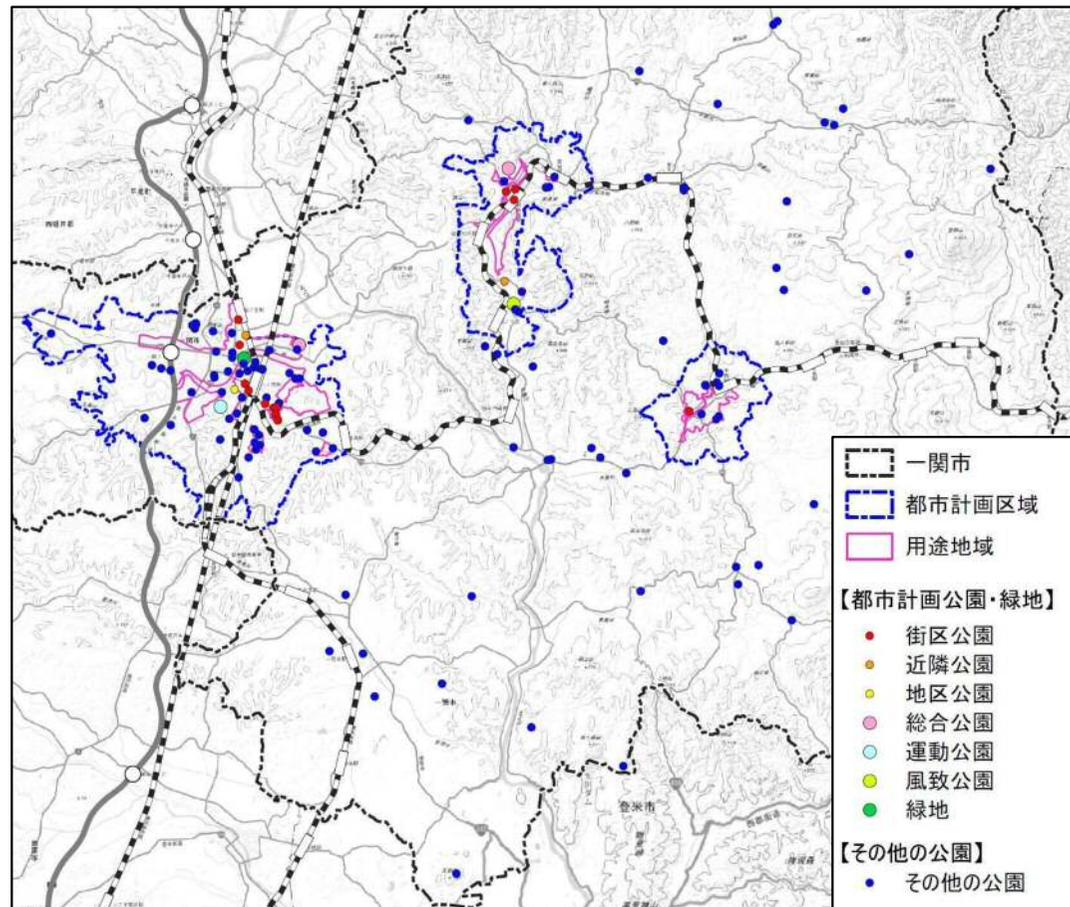


図 公園の分布

5. 現行都市計画マスタープラン 施策の実施状況

②-3 都市施設の整備方針－上・下水道の整備方針

現行都市マス分野別構想	施策の実施状況の概要
下水道整備の方針	公共下水道の整備。 農業集落排水の公共下水道への接続。ランニングコストを抑えると共に施設の更新・改修時に規模の最適化を実施するなど施設管理の効率化。 浄化槽の普及促進。
上水道整備の方針	簡易水道との統合によるインフラ効率化。 統合後の配水池・ポンプ場などのダウンサイジング・新設・集中管理。 継管路の耐震化・更新。

5. 現行都市計画マスタープラン 施策の実施状況

②-3 都市施設の整備方針ー上・下水道の整備方針

表 下水道の普及率の推移

平成23年度末

	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	市全体
公共下水道	42.3	24.7	24.2	8.0	57.1	－	21.1	－	30.2
農業集落排水	3.5	11.2	8.4	－	－	－	－	8.2	4.5
浄化槽※	12.4	20.4	19.6	21.3	20.2	32.9	28.6	27.9	18.0
合計	58.2	56.2	52.2	32.2	77.3	32.9	49.7	36.0	53.0

令和6年度末

	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	市全体
公共下水道	63.4	30.5	26.4	19.6	62.1	－	21.8	－	43.9
農業集落排水	1.3	10.9	8.3	－	－	－	－	7.7	3.2
浄化槽※	18.6	32.8	32.2	35.6	22.2	46.7	41.7	44.8	26.8
合計	83.3	74.2	66.9	55.2	84.3	46.7	63.6	52.5	74.0

※公共・農業の供用区域を除く

表 上水道の普及状況

	平成23年度	令和6年度
普及率 (%)	67.94	87.75
水道管延長 (m)	1,086,361	2,136,272

5. 現行都市計画マスタープラン 施策の実施状況

③ 都市環境・景観形成の整備方針

現行都市マス分野別構想		施策の実施状況の概要	
自然的環境の保全・整備	自然環境の保全・整備方針	里山の保全、室根山頂の駐車場等の整備、磐井川河川緑地帯整備、景観計画に基づく指導。	
	循環型社会の形成方針	公共施設(学校)へのチップボイラーの導入、住宅用太陽光発電の導入補助を実施 資源リサイクル(有価物集団回収事業)、ごみ減量化等促進対策等を実施。	
都市環境の保全・整備方針	花と緑の環境整備		
	にぎわいの空間整備の方針		
都市景観の形成方針	市街地景観の形成方針	一関市景観計画に基づき、良好な景観を指導。 市民の景観まちづくり活動に対する支援。	
	歴史・文化的景観の形成方針	旧東北砕石工場保存・公開活用、歴史の小道整備を実施。	
	田園景観・自然景観の形成方針		
	骨寺村荘園遺跡の整備方針		骨寺村荘園遺跡確認調査、骨寺村荘園遺跡村落調査を実施。
			本寺地区にある重要文化的景観を構成する重要建物の修理・修景を支援。
		パンフレット作成のほか、地域住民や地元団体と連携し、小区画水田を活用した体験交流イベントや土水路保全活動を実施。	
	H31年2月、本寺地区景観計画を変更、資産範囲の北側へ緩衝地帯を拡大。 R2年9月、本寺地区景観計画を変更。風力発電施設、太陽光発電施設、広告塔、広告版は原則立地の制限、イグネの保全に関する事項を追加。		
	令和2年、一関景観農業振興地域整備計画(本寺地区)を変更。景観を重視した農業振興を図る。		

5. 現行都市計画マスタープラン 施策の実施状況

④ 都市防災の整備方針

現行都市マス分野別構想		施策の実施状況の概要
治水対策の方針		国が令和2年度に創設した「緊急浚渫推進事業(R2～R6)」を活用し、市管理河川(準用河川、普通河川)において、堆積した土砂の浚渫、樹木の伐採を実施。(33河川実施)
土砂災害対策の方針		ハザードマップ、ため池ハザードマップの作成、ため池の廃止(2か所)。
地震対策の方針	避難場所、避難路の整備	災害時及び水害時の避難所を周知するため、避難所に標識を設置。
	都市計画道路、狭隘な生活道路の整備	
	災害応急活動の拠点、避難場所の耐震化、誘導案内	避難場所となる公共施設の耐震化(油島公民館(花泉)、大東支所庁舎、千厩農村勤労福祉センター、千厩公民館、室根支所庁舎、川崎支所庁舎)。
	井戸水の把握	
火災対策の方針	小河川・防火水槽の適切な配置	防火水槽、消火栓を整備。
	準防火地域や建築基準法22条1項の規定による区域(屋根不燃区域)の指定	都市計画区域内の準防火地域を除く用途地域内に指定済み。
	地域防災拠点の整備	市役所本庁舎及び各消防署(分署)を整備。
地域防災力の向上方針	自主防災組織の結成	自主防災組織の育成支援、防災リーダーの養成。
	防災意識の向上	避難訓練の実施。

5. 現行都市計画マスタープラン 施策の実施状況

⑤ ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針

現行都市マス分野別構想		施策の実施状況の概要
地域コミュニティ形成方針		平成26年地域協働推進計画を策定、公民館の市民センター化。 各地域にて地域協働体が策定する地域の将来像(ビジョン)、課題やその解決の方向性などをまとめた計画を策定。
ユニバーサルデザイン		JR東日本が行う一ノ関駅在来線ホーム(2・3番線)のバリアフリー化(エレベーター設置)に対し補助を実施。
住宅整備の方針	耐震化、バリアフリー化の支援	木造住宅耐震診断、改修工事、リフォームに対する助成を実施。
	空き家の活用促進	移住者住宅取得補助金、空き家バンク制度、移住支援補助金等を実施。
	省エネ住宅の普及	長期優良住宅の認定の周知。
	市営住宅	雇用促進住宅を購入し、市営住宅として活用。 平成28年沢内アパート2号棟建替え。
福祉・子育て環境の向上	福祉サービスの充実	市民の健康づくりと子育て支援の拠点として一関保健センターを整備。 各地域に保健センターを配置。
	子育て施設の充実 ボランティア活動の支援	摺沢幼稚園と摺沢保育園の統合による認定保育園の整備(大東)。 保育園や幼稚園のこども園への移行を支援。 統合小学校の設置に伴い校舎内に放課後児童クラブ専用施設を整備。

5. 現行都市計画マスタープラン 施策の実施状況

⑤ ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針

現行都市マス分野別構想		施策の実施状況の概要
主要な公共施設の整備	公共施設の建替え時の施設の統廃合、地域拠点への配置	
	バリアフリー化	JR東日本が行う一ノ関駅在来線ホーム(2・3番線)のバリアフリー化(エレベーター設置)に対し補助を実施。
	小中学校の老朽校舎の改修、耐震化	小中学校の統合。統合に合わせて学校施設の新設、改修。
	身近な生涯学習の場	平成27年4月から、全ての市立公民館が市民センターとして運用。市民センターは、これまで地域の生涯学習の拠点としての役割を果たしてきた公民館に、地域づくりの拠点としての機能を加え、生涯学習に係る学びと地域づくりを一体化。市民センターに移行したことで、喫茶コーナー、産直や特産品販売など、地域の交流の輪を広げるための活用可能。
	図書館の充実	平成21年東山図書館開館(地域交流センター内)、平成22年大東図書館増改築、平成22年室根図書館開館、平成25年花泉図書館開館、平成26年一関市図書館開館。図書資料等の充実やおはなし会などのイベント・講座などで市民の読書意欲を高めたことにより、目標数値を達成することができた。
	医療の充実	
情報化に対応したまちづくりの方針		平成27年度に市民センター31館及び一関市民センター滝沢・真柴分館に整備したWi-Fiスポットの維持管理等を実施。 地理情報システムの構築。

都市計画マスタープラン 改訂方針

令和8年 2月 3日

2. 都市計画マスタープランの改訂方針

(1) 序論 第1章 一関市都市計画マスタープランとは

現行計画			改訂案		
I 序論	第1章 一関市都市計画マスタープランとは	1 策定の目的	I 序論	第1章 一関市都市計画マスタープランとは	1 策定の目的
		2 計画の対象地域	2 改訂方針		変更1
		3 計画の目標年次	3 計画の位置づけ		変更2
		4 策定体制	4 計画の対象地域		
		5 一関市都市計画マスタープランの構成	5 計画の目標年次		
			4 策定体制		変更3
			6 一関市都市計画マスタープランの構成		

変更1 都市マスの改訂の考え方、重視することを記載します。

変更2 現行計画では、市の計画体系の中での都市マスの位置づけ(役割)、他の計画との関係は「IV まちづくりの推進方策 4 効率的なまちづくりの推進」で述べられています。

都市マスの役割や他計画との関係を序論に記載し、連携したまちづくりを明確化します。

変更3 計画書のストーリー性を重視し、計画の内容に関係しない策定過程は資料編で整理します。

2. 都市計画マスタープランの改訂方針

(2) 序論 第2章 一関市の現況と課題

現行計画		改訂案	
第2章 一関市の現況と課題	1 策定の目的一関市の概況	第2章 一関市の現況と課題	1 策定の目的一関市の概況
	2 まちづくりに関する市民意識		2 まちづくりに関する市民意識
	3 まちづくりの課題		3 まちづくりの主要課題
	(1)時代の潮流(都市を取り巻く環境) (2)本市の課題		(1)時代の潮流(都市を取り巻く環境) (2)まちづくりの主要課題
4 これからのまちづくり	4 これからのまちづくり		

変更1 現行計画の課題は、総合計画の基本目標の視点から整理されており、まちづくりの課題として頭出しが弱くなっています。(課題を一言でいいにくい)

また、課題に対して、どのような解決策をとるのか、施策展開との関係性が弱くなっています。

このため、「まちづくりの主要課題」として、課題を端的に表現し、解決策や施策展開との関係性を強化します。

2. 都市計画マスタープランの改訂方針

(3) II 全体構想 第1章 都市の将来像

現行計画			改訂案		
II 全体構想	第1章 都市の将来像	1 将来都市像	II 全体構想	第1章 都市の将来像	1 将来都市像
		2 まちづくりの基本目標			2 まちづくりの基本目標
		3 将来都市構造			3 将来都市構造
			第2章 重点プロジェクト	変更1	

変更1 現行計画では「IV まちづくりの推進方策 4 効率的なまちづくりの推進」において、重点的なまちづくりについて記載しています。

しかし、課題設定からのつながりが弱く、重点的なまちづくりの目的が見えにくくなっています。

このため、「重点戦略」を新設し、主要課題の解決に向けた短期的・重点的な取組を明確化します。

新たに策定する立地適正化計画を視野に入れた「重点戦略」を設定し、都市マスと立地適正化計画の連携を明確に示します。

2. 都市計画マスタープランの改訂方針

(4) II 全体構想 第2章 分野別構想

現行計画				改訂案			
	第2章 分野別構想	1 土地利用の方針	①基本方針	第3章 分野別構想	1 土地利用の方針	①基本方針	
			②商業・業務地の方針			②住宅地の方針	
			③工業地の方針			③商業・業務地の方針	
			④住宅地の方針			④沿道サービス用地の方針	
			⑤沿道サービス用地の方針			⑤工業地の方針	
			⑥市街地内緑地の方針			⑥生産系・保全系緑地の方針	
			⑦生産系・保全系緑地の方針			⑥市街地内緑地の方針	

変更1 現行計画では土地利用の方針と土地利用構想図で、土地利用の区分の順番が異なります。

並び順を統一することで、計画書を整えます。

変更2 記載内容が都市施設の方針(公園・緑地)、都市環境・景観形成と重複する部分があります。

重複を解消し、簡潔な計画書とします。

2. 都市計画マスタープランの改訂方針

(4) II 全体構想 第2章 分野別構想

現行計画			改訂案		
	2 都市施設の整備方針			2 都市施設の整備方針	
	2-1都市施設 交通体系	①基本方針		2-1都市施設 交通体系	①基本方針
		②広域・市内ネットワークの整備方針			②広域・市内ネットワークの整備方針
		③道路の歩行者空間・環境整備の方針			③道路の歩行者空間・環境整備の方針
		④公共交通整備の方針			④公共交通整備の方針
	2-2都市施設 公園・緑地	①基本方針		2-2都市施設 公園・緑地	①基本方針
		②都市公園・都市緑地の整備方針			②都市公園・都市緑地の整備方針
	2-3都市施設 上・下水道	①基本方針		2-3都市施設 上・下水道	①基本方針
		②下水道・上水道の整備方針			②下水道・上水道の整備方針

現行計画の構成を踏襲します。

2. 都市計画マスタープランの改訂方針

(4) II 全体構想 第2章 分野別構想

現行計画				改訂案			
		3 都市環境・景観形成	①基本方針	3 都市環境・景観形成	変更1	①基本方針	
			②自然的環境の保全・整備方針 ・自然環境の保存・整備方針 ・循環型社会の形成方針			②都市環境の保全の方針 ・新エネルギー、再生可能エネルギー、 ・省エネルギー ・廃棄物の発生抑制と再利用の方針 ・環境汚染の防止	
			③都市環境の保全・整備方針 ・花と緑の環境整備の方針 ・にぎわいの空間整備の方針			③都市景観の形成方針	
		④都市景観の形成方針 ・市街地景観の形成方針 ・歴史・文化的景観の形成方針 ・田園景観・自然景観の形成方針 ・骨寺村荘園遺跡の整備方針					
		4 都市防災の方針	①基本方針	4 都市防災の方針		①基本方針	
			②都市防災対策の方針			②都市防災対策の方針	

変更1 「②自然的環境の保全・整備方針」及び「③都市環境の保全・整備方針」は、土地利用に関する記載が含まれています。土地利用に関する記載は、土地利用方針にて記載することで、重複をなくし簡素化します。「都市環境の保全の方針」として、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの促進等の都市環境に関する項目とします。

2. 都市計画マスタープランの改訂方針

(4) II 全体構想 第2章 分野別構想

現行計画			改訂案		
	5 ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針	①基本方針	変更1	5 ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針	①基本方針
		②地域コミュニティの形成方針		②地域コミュニティの形成方針	
		③ユニバーサルデザインのまちづくりの方針		③ユニバーサルデザインのまちづくりの方針	
		④住宅整備の方針		④住宅整備の方針	
		⑤福祉・子育て環境の向上方針		⑤福祉・子育て環境の向上方針	
		⑥主要な公共施設の整備方針		⑥主要な公共施設の整備方針	
		⑦情報化に対応したまちづくりの方針		⑦情報化に対応したまちづくりの方針	

変更1 他の分野の記載内容との重複がみられます。また、市町村合併後に重点的に行われた公共施設等の整備については概ね終了していることから、構成を見直します。

「②地域コミュニティの形成の方針」は、「IV まちづくりの推進方策 2 協働によるまちづくりの推進」と統合します。

「③ユニバーサルデザインのまちづくりの方針」は、「分野別構想 都市施設 道路」と統合します。

「④住宅整備の方針」、「④福祉・子育て環境の向上方針」は、「分野別構想 土地利用方針 住宅地」と統合します。

「⑥主要な公共施設の整備方針」は、事業が概ね終了したことから、削除します。

「⑦情報化に対応したまちづくりの方針」については、交通や防災等の各項目にて記載します。

2. 都市計画マスタープランの改訂方針

(5) II 全体構想 第3章 地域別構想

現行計画			改訂案				
II 全体構想	第3章 地域別構想	1 一関地域	III 地域別構想 変更1	第1章 地域別構想	1 一関地域		
		2 花泉地域			2 花泉地域		
		3 大東地域			3 大東地域		
		4 千厩地域			4 千厩地域		
		5 東山地域			5 東山地域		
		6 室根地域			6 室根地域		
		7 川崎地域			7 川崎地域		
		8 藤沢地域	変更2				
III 地区別構想	第1章 地区別構想 (都市計画区域)	1 地区区分の設定	IV 地区別構想 変更3	第1章 地区別構想 (都市計画区域)	1 地区区分の設定		
		2 地区ごとのまちづくりの方針			(1)一関中央地区	2 地区ごとのまちづくりの方針	(1)一関中央地区
		各地区の構成 ①地区の現況 ②都市計画上の主要課題 ③地区の目指すべき方向 ④まちづくりの方針			(2)一関東部地区		(2)一関東部地区
					(3)一関西部地区		(3)一関西部地区
					(4)一関地区の整備課題図及び整備構想図		(4)一関地区の整備課題図及び整備構想図
					(5)千厩地区		(5)千厩地区
					(6)東山地区		(6)東山地区

変更1 地域別構想が全体構想の中に含まれています。「III地域別構想」としてタイトルと記載内容の整合を図ります。

変更2 都市マスタープラン策定後、平成23年に合併した藤沢地域を追加します。

変更3 地域別構想と地区別構想で、記載内容に重複があります。

地域別構想に都市計画上の課題、まちづくり方針等を統合し、計画書の構成をすっきりさせます。

2. 都市計画マスタープランの改訂方針

(5) IVまちづくりの推進方策 第1章 まちづくりの推進方策

現行計画				改訂案			
IV まちづくりの推進方策	第1章 まちづくりの推進方策	1 まちづくりの推進の基本的な考え方	(1)協働によるまちづくりの推進	IV まちづくりの推進方策	第1章 まちづくりの推進方策	1 まちづくりの推進の基本的な考え方	(1)協働によるまちづくりの推進
			(2)まちづくりの推進体制の充実				(2)まちづくりの推進体制の充実
			(3)効率的なまちづくりの推進				(3)効率的なまちづくりの推進
		2 協働によるまちづくりの推進	(1)市民の連携			2 協働によるまちづくりの推進	(1)市民の連携
			(2)協働によるまちづくりの推進方策				(2)協働によるまちづくりの推進方策
		3 まちづくりの推進体制の充実	(1)まちづくりの推進体制の充実			3 都市計画マスタープランの進行管理	(1)都市計画マスタープランの進行管理

変更1 「1 まちづくりの推進の基本的な考え方」は、「2 協働によるまちづくりの推進」「3 まちづくりの推進体制の充実」「4 効率的なまちづくりの推進」の基本的な考え方を述べており、2, 3, 4と記載内容が重複している部分があります。

基本的な考え方の部分は、詳述する部分の前に配置し、計画書の構成をすっきりさせます。

変更2 都市計画マスタープランの制度の説明と進行管理に関する記載内容です。

制度の説明部分は、序論にて説明し、読み手に都市マスの役割などを理解していただいた上で、計画の内容を読み進めてもらう構成とします。

進行管理に関する部分は、しっかり進行管理をしていくことを示すため、タイトルを変更します。

2. 都市計画マスタープランの改訂方針

(5) IVまちづくりの推進方策 第1章 まちづくりの推進方策

現行計画			改訂案		
		4 効率的なまちづくりの推進	(1)まちづくりの流れ	4 効率的なまちづくりの推進	<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> (1)まちづくりの流れ (2)都市計画制度の活用 (3)分野別関連計画の策定 (4)その他諸制度の活用 (5)重点的なまちづくり (6)主な先導的事業 </div>
			(2)都市計画制度の活用		
			(3)分野別関連計画の策定		
			(4)その他諸制度の活用		
			(5)重点的なまちづくり		
			(6)主な先導的事業		
				変更1	
					変更2

変更1 都市マスで位置づけた内容がどのように実現していくかを示しています。

序章において、計画の位置付けとして整理します。読み手に都市マスの役割などを理解していただいた上で、計画の内容を読み進めてもらう構成とします。

変更2 「重点的なまちづくり」、「主な先導的事業」は、課題や方針との結びつきが弱く、施策や事業の目的が明確になっていません。

「重点戦略」として、全体構想に位置付け、短期的に、重点的な取組として整理します。本計画における目玉とします。